

午後 1 時 3 4 分開会

【事務局(常松都市計画課長)】 まだお見えになられていない委員の方もいらっしゃいますけれども、定刻となりましたので、ただいまから第 176 回東京都都市計画審議会を開催させていただきたいと思っております。

現在、25 名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

お手元に、「第 176 回東京都都市計画審議会資料一覧」をお配りしてございます。配付資料のご確認をお願いいたします。

まず、「議案一覧表」でございます。

次に、薄茶色の表紙の冊子で、「議案・資料」でございます。

次に、クリーム色の表紙の冊子で、「議案・資料」別冊(1)、委員の異動報告・委員名簿・幹事名簿でございます。

次に、黄緑色の表紙の冊子で、「議案・資料」別冊(2)、意見書の要旨でございます。

次に、藤色の表紙の冊子で、「都市計画(素案)の提案」、次に「(仮称)東京都景観計画案」でございます。

さらにお手元、横に桃色の表紙の冊子で、「環境影響評価書」、「都市高速道路外郭環状線建設事業の要約書」本編、資料編を配付をさせていただいております。

本日の資料は以上でございます。

それでは、鹿島会長、よろしく願いいたします。

【鹿島議長】 本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

初めに、本日の審議会は、当審議会運営規則第 11 条に基づきまして会議を公開で行いますので、傍聴者及び報道関係者の入室を認めております。ご了承をお願いいたします。

次に、傍聴者の皆様に申し上げます。当審議会の会議を傍聴する際は「東京都都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」に規定されております遵守事項を厳守していただきますようお願いいたします。

初めに、ご報告申し上げます。「議案・資料」別冊(1)の 1 ページをお開きをいただきたいと存じます。そこに委員名簿が記載されておりますが、今回、委員の異動はございません。引き続きよろしく願いを申し上げます。

なお、議席につきましては、東京都都市計画審議会運営規則第4条の規定に基づきまして、委員名簿の記載どおりといたしたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。本審議会におきましては、限られた時間の中で十分にご審議をいただきたいと存じますので、議事の進行等につきましてご協力をお願い申し上げます。つきましては、説明幹事に申し上げます。各案件の説明及び答弁に当たりましては簡潔に、かつ要領よく行うようお願いいたします。また、委員の皆様方におかれましても、ご質問、ご意見はできる限り簡明にさせていただきますようご協力をお願いいたします。なお、ご発言の際は議席番号をお示しくくださるようお願いいたします。

---

【鹿島議長】 それでは、早速、日程第1でございます。議第6766号を議題に供します。戸田開発プロジェクト推進担当部長の説明を求めます。戸田部長。

【戸田部長】 開発プロジェクト推進担当部長の戸田でございます。よろしくお願いたします。

それでは、私から、議第6766号の都市再生特別地区の変更（淡路町二丁目西部地区）についてご説明いたします。資料はお手元の薄茶色表紙、「議案・資料」の7ページから25ページでございます。また、あわせて、お手元の藤色表紙、「都市計画（素案）の提案」をご参照ください。

本地区は、老朽化した木造住宅等の建替更新時期を迎えているほか、地区の課題として、人口減少・少子高齢化の進行や生活利便施設の不足により、地域コミュニティの衰退が挙げられます。また、緑・オープンスペース等の不足や淡路小学校の統廃合による移転により、地区内に避難所がなくなるなどの地域防災機能の低下も見られます。さらに、狭い道路に囲まれた地区で、快適な歩行者空間も欠如しておりました。

これら課題を解決するため、市街地再開発事業を実施いたしますが、周辺を含めた電線類の地中化やコミュニティ施設の整備など、より質の高い都市再生貢献を行うため、都市再生特別地区としての指定をあわせて行うものでございます。

都における都市再生緊急整備地域は、ただいま画面に表示しておりますように、東京駅・有楽町駅周辺地域をはじめとして、8地域、面積約2,510ヘクタールが指定されております。今回の変更地区は秋葉原・神田地域内に位置し、JR御茶ノ水駅から南東へ約250メートルのところにあります東京メトロ淡路町・小川町にも至近なところでもあります。また、地区内の地下部分には東京メトロ丸の内線が通っているところでございます。

本案は都市再生特別措置法第37条の規定に基づき、呉豊明氏ほか4名及び1法人の代表者から平成18年12月18日に提出された提案の内容について、都市計画を定める都市再生特別地区を追加変更するものでございます。

初めに、「議案・資料」8ページの位置図をご覧ください。画面の赤色で縁取りした、外堀通り及び区道に囲まれた約2.2ヘクタールの区域でございます。現況の区道をつけかえ、南及び北街区に分れた区域となります。

スクリーンに地区の航空写真を示しております。地区内には淡路公園、淡路小学校跡地の広場、保育園などの公共施設が立地するほか、住宅・事務所・倉庫などが混在した地域でございます。

事業者からの提案内容につきましては、局内に設置した検討会並びに審査会で検討、審議を行いました。その結果、提案内容が居住機能の強化、駅周辺の回遊性を高める歩行者ネットワークの強化、ヒートアイランド対策の推進など、秋葉原・神田地域の都市再生緊急整備地域の整備方針に適合していると判断いたしました。

また、周辺環境への配慮、都市基盤との均衡が確保され、都市機能や都市環境改善などの都市再生貢献の度合いが高く、周辺地域の方々のおおむねの同意が得られていると判断したものでございます。

「議案・資料」11ページをご覧ください。こちらは本計画における都市再生への貢献について、見やすいように整理したものでございます。詳細につきましてはお手元の藤色表紙、「都市計画(素案)の提案」の35ページから51ページにございますので、後ほどご確認ください。

特色としては、周辺地域も含め約1,350メートルに及ぶ電線類の地中化、区道整備による歩行者ネットワークの整備改善、都市計画公園とあわせ区域の約51%の広場空間の整備、街区内と周辺区道及び外濠通り歩道部分において約1万2,350平方メートルを保水性舗装とするヒートアイランド対策、居住機能の強化、約1,050平方メートルの地域コミュニティ施設の整備などを行う点でございます。

これらの都市再生への貢献を評価して、本計画の容積率の最高限度等の設定を妥当と判断しております。

資料が前後して恐縮でございますが、「議案・資料」9ページをご覧ください。都市計画の内容でございますが、北地区は、容積率の最高限度は990%、最低限度は400%、建ぺい率の最高限度は70%、建築面積の最低限度は1,000平方メートルとします。

南地区は、容積率の最高限度550%、最低限度は400%、建ぺい率の最高限度は90%、建築面積の最低限度は200平方メートルといたします。

高さの最高限度については、北地区は高層部165メートル、中層部70メートルと40メートル、低層部は10メートルと3メートル、南地区で40メートルでございます。

また、壁面の位置の制限については、北地区は道路境界線から4メートル、南地区は道路境界線から1メートルとなっております。

続きまして、これに関連して千代田区が決定いたします第一種市街地再開発事業（淡路町二丁目西部地区）の決定、東京都市計画公園（千代田第2・2・6号淡路公園）東京都市計画地区計画（神田淡路町周辺地区）の変更について簡単にご説明いたします。

まず、第一種市街地再開発事業についてでございます。「議案・資料」の15ページをご覧ください。再開発事業では、計画図2にありますように、区画道路、公共広場及び北街区・南街区の整備を行います。本事業完了後のイメージパースが「議案・資料」の12ページにございますのでご確認ください。

北街区は、40階・地下3階、高さが157メートルの本体棟及び15階・地下4階、高さ63メートルのアネックス棟を建築いたします。また、南街区は、7階・地下1階、高さ34メートルの建築物を建築するものでございます。こちらは千代田区の子育て支援施設等となる予定でございます。

次に、千代田第2・2・6号淡路公園の変更についてでございます。議案資料18ページの計画図をご覧ください。

市街地再開発事業とあわせて、既存の淡路公園約0.25ヘクタールを街区の再編と合わせて約0.3ヘクタールの街区公園として拡大整備するものでございます。

最後に、神田淡路町周辺地区地区計画の変更についてでございます。「議案・資料」24ページの計画図2をご覧ください。計画図2にございますとおり、都市再生特別地区の提案内容との整合を図るため、既決定の地区計画を変更し、区画道路、公共広場、歩道状空地、歩行者通路、広場などを地区施設として定めるとともに、建築物等の高さの最高限度を165メートルに変更いたします。

なお、都市再生特別地区の変更に関しましては、平成19年1月24日から2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

説明は以上でございます。

【鹿島議長】 担当部長の説明が終了いたしました。

それでは、日程第1につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お伺いをいたします。29番委員。

【松村委員】 意見を述べます。本案件は東京の7番目の新たな都市再生特別地区を指定するものですが、東京一極集中と環境破壊を促進する都市再生は中止すべきであり、新たな指定は認められません。よって、反対します。

以上です。

【鹿島議長】 ほかにご質問、ご意見ございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鹿島議長】 ございませんようでしたら、日程第1につきまして採決をいたします。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者挙手 〕

【鹿島議長】 ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

---

【鹿島議長】 次に、日程第2、議第6767号から議第6777号までを一括して議題に供します。野本幹事の説明を求めます。野本幹事。

【野本幹事】 それでは、説明させていただきます。まず、議第6767号でございます。港区における用途地域の変更でございます。薄茶表紙「議案・資料」38ページをご覧ください。

本地区は港区の南西部、日比谷線広尾駅に近く、有栖川宮記念公園に隣接しております。国家公務員宿舎や自治大学校跡地、統計数理研究所からなる約2.8ヘクタールの区域です。

「議案・資料」42ページをご覧ください。参考としまして、港区で定めます地区計画をご説明します。地区の特性に応じて「A地区」と「B地区」に分け、土地利用の方針を定めております。また、地区整備計画では、街区を構成している既存の道路を12メートルに拡幅し、区画道路に位置づけます。

「議案・資料」39ページをご覧ください。地区計画の決定に伴いまして、凡例のとおり、約2.8ヘクタールの区域の用途地域を変更します。

以上の案件を平成19年1月26日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

続きまして、議第6768・6769・6770号は、世田谷区における用途地域の変

更、都市計画道路の変更及び都市計画公園の変更でございます。

「議案・資料」48ページをご覧ください。本地区は世田谷区の南西部に位置し、南は東名高速道路、北は世田谷通りに挟まれ、東に都市計画公園砧公園のある、面積約2.9ヘクタールの区域であります。また、地区の中央部には都市計画道路補助216号線が計画され、街路事業による整備が予定されている区域です。

「議案・資料」55ページをご覧ください。参考としまして、世田谷区で定めます地区計画について説明します。地区の特性に応じて4つの地区に分け、土地利用の方針を定めております。また、地区整備計画では、既存の道路や新設の道路、既存を拡幅する道路を区画道路に位置づけます。

「議案・資料」49ページをご覧ください。地区計画の決定に伴いまして、約2.9ヘクタールの区域の用途地域の変更を行うものでございます。 の用途地域を変更前、一種低層、50、100を変更後、一中高の60、200に変更いたします。

「議案・資料」59ページをご覧ください。地区計画の決定と用途地域の変更とともに、当地区における交通の円滑化などを図るため、都市計画道路補助216号線の線形の変更を行います。

「議案・資料」69ページをご覧ください。これらの決定、変更に伴い、都市計画砧公園につきましても、仙川沿いの崖線の斜面林を将来にわたり保全するため、区域・面積を追加する変更を行います。

以上の案件を平成19年1月26日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

続きまして、議第6771・6772号は、板橋区における用途地域及び土地区画整理事業の変更でございます。

「議案・資料」の74ページをご覧ください。本地区は板橋区のほぼ中央に位置し、都営三田線西台駅の南、都市計画道路補助201号線と補助247号線に接する区域です。

「議案・資料」81ページをご覧ください。参考として、板橋区が定めます地区計画について説明します。地域北側の沿道A地区では幹線道路沿道にふさわしい中高層住宅や業務系の用途の誘導を図ります。その他は資料をご覧ください。

「議案・資料」82ページをご覧ください。地区整備計画では、地区内の基盤整備のため、6メートルの区画道路を地区施設として定めます。あわせて、その沿道両側50センチメートルを環境緑地とし、連続的な緑化を進めます。

「議案・資料」75ページをご覧ください。地区計画の決定にあわせ、用途地域等を変更いたします。住宅地区、沿道B地区において、右下の凡例のように用途地域を変更いたします。

「議案・資料」87ページをご覧ください。地区計画を決定する区域の一部と、既に整備が完了しました区域を合わせまして、板橋西部土地区画整理事業を施行すべき区域から148.3ヘクタールの区域を削除いたします。

なお、本件につきまして、平成19年1月26日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

次に、議第6773・6774号は練馬区における用途地域の変更及び土地区画整理事業の変更でございます。

「議案・資料」94ページをご覧ください。本地区は練馬区の北西部に位置し、面積約5.7ヘクタールの区域であります。地区の中央を通る都市計画道路補助230号線を街路事業で、また、隣接する土支田中央地区では土地区画整理事業により、補助230号線や交通広場等の整備が予定されている区域です。

「議案・資料」100ページをご覧ください。参考としまして、練馬区で定めます地区計画について説明します。地区の特性に応じて補助230号線沿道地区などの5つの地区に分けまして、それぞれに土地利用の方針などを定めております。

「議案・資料」95ページをご覧ください。地区の決定に伴いまして、補助230号線沿道、の用途地域を変更前、一中高、60、200を、変更後、一種住居、60、300と変更するなど凡例のとおり用途地域の変更をいたします。

「議案・資料」111ページをご覧ください。地区計画決定と用途地域変更と合わせまして、練馬大泉石神井付近土地区画整理事業を施行すべき区域から約11.6ヘクタールの区域を削除いたします。

以上の案件を平成19年1月26日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

続きまして、議第6775号は足立区における用途地域の変更の案件でございます。

「議案・資料」116ページをご覧ください。本地区は足立区の南端に位置しており、北は補助119号線、東はJR常磐線に接し、西から南にかけては隅田川に囲まれた区域です。大規模工場跡地の土地利用転換と都市計画道路の整備を契機とし、住商工の調和した複合市街地の形成を図ります。

「議案・資料」136ページをご覧ください。参考として、足立区が定めます地区計画について説明します。大規模工場跡地では、隅田川スーパー堤防と一体となったオープンスペースの確保、既成市街地に配慮した開発の誘導、足立区の南部のランドマークとなる2つの塔状の高層建築物の誘導等を目指すこととしています。

「議案・資料」139ページをご覧ください。以上のような市街地像を実現するため、業務複合地区と工場業務地区から、住宅地区Aへの容積配分を行います。また、基盤整備にあわせた土地利用を誘導するため、誘導容積型地区計画を定めます。

「議案・資料」118ページをご覧ください。地区計画の決定にあわせて用途地域等の変更をいたします。千住大橋駅前では、計画図の凡例のように、変更前、準工、建ぺい率60の300を、変更後、近商、80の400、ほか図のように用途地域を変更いたします。

なお、本件につきまして、平成19年1月26日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

続きまして、議第6776号、6777号は江戸川区における用途地域の変更及び土地区画整理事業の変更でございます。

「議案・資料」144ページをご覧ください。本地区は地下鉄東西線葛西駅の北に位置し、北側を新川、東側を環状七号線、南側を葛西橋通り、西側を三角葛西通りによって囲まれた区域であります。

「議案・資料」150ページをご覧ください。参考としまして、江戸川区で定めます中葛西二丁目地区地区計画について説明します。地区を住居街区、沿道複合街区に区分し、それぞれ方針を定めております。

「議案・資料」145ページをご覧ください。地区計画の決定に伴いまして、約10.8ヘクタールの区域の用途地域の変更を行うものです。の用途地域を変更前、一中高、60、150を、変更後、一種住居、60、200に変更します。

「議案・資料」156ページをご覧ください。地区計画の決定と用途地域は変更にあわせまして、江戸川南部土地区画整理事業を施行すべき区域から約19.4ヘクタールの区域を削除いたします。

以上の案件を平成19年1月26日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上です。

【鹿島議長】 野本幹事の説明が終了いたしました。

日程第2につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お伺いいたします。29番委員。

【松村委員】 まず第6768号について、意見を述べます。本地区計画に対する住民合意は得られていません。このまま地区計画を進めることは拙速であり、地域計画に基づく用途地域の変更には反対です。

次に、第6773号について意見を述べます。この地域における地下鉄大江戸線延伸計画がありますが、これをてこに区画整理事業を強行しようとしたことが、住民の大きな反対運動で区画整理を断念したことは結構ですが、補助230号線道路をはじめまちづくりに対する住民合意はまだ得られていません。まず大江戸線を地下方式で着手することが先決です。よって、本議案は反対です。

第6774号は今の上記の議案と連動するもので、反対となりますが、この地域の区画整理の網かけは既に時代の流れに合いません。住民参加で即刻見直すべきです。

次に、第6775号、意見を述べます。千住大橋駅の駅広は必要ですが、69.3ヘクタールという大規模工場跡地のほとんどが民間による大規模開発が行われる計画です。学校や周辺への影響も大きく、認められません。よって、反対します。

他の案件については賛成します。

以上です。

【鹿島議長】 7番委員。

【高島委員】 ただいまお話がございました第6775号議案、足立区千住橋戸町の用途地域の変更については、先ほど説明員の方からお話ございましたように、足立区のちょうど南側から行くと玄関口と言ってよろしいかと思えます。南側には隅田川、北側は京成のレールが入っております線路がございます。そして、東側には日光街道、また、西側には、実は図面で見ればわかると思えますが、工業地域が密集している地域でございます。ある意味では、足立区にとって大変取り残された一画であると言っても過言ではございません。その中で、足立区をはじめ東京都、さらには地域の町会の皆様方の大変なご努力の中で今日の用途地域の変更の都市計画決定が来たわけでございます。この機会を逃しては、この地域の開発はなし得ない、まちづくりはなし得ない、そういう決意でございますので、ぜひ速やかに賛成という形の中で決定をしていただきたい。

以上でございます。

【鹿島議長】 ほかにご質問、ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鹿島議長】 それでは、日程第2につきましては適宜分割して採決をいたします。

初めに、議第6767号、議第6769号から議第6772号、続きまして議第6776号及び議第6777号、東京都市計画用途地域、東京都市計画道路、東京都市計画公園及び都市計画土地区画整理事業の案件につきまして一括して採決をいたします。

本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

【鹿島議長】 ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

次に、議第6768号、議第6773号から議第6775号、東京都市計画用途地域及び東京都市計画土地区画整理事業の案件につきまして、一括して採決をいたします。

本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

【鹿島議長】 賛成多数と認めます。よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

---

【鹿島議長】 次に、日程第3、議第6778号から議第6782号までを一括して議題に供します。野本幹事の説明を求めます。

【野本幹事】 続きまして、議第6778号は八王子市における用途地域の変更でございます。

「議案・資料」160ページをご覧ください。本地区は、JR横浜線八王子みなみ野駅を中心に、昭和63年に事業認可された都市再生機構の土地区画整理事業により基盤整備を行っている区域でございます。

「議案・資料」178ページをご覧ください。参考としまして、八王子市で定めます地区計画について説明します。今回の変更は、従前の土地利用の方針に、生活関連施設B地区、業務施設D地区及び緑地地区の3つの地区を追加し、全部で18地区に区分して土地利用の具体化を図るものです。また、区画道路及び歩行者専用道路を地区施設に位置づけます。

「議案・資料」161ページをご覧ください。以上の地区計画の変更に伴いまして、用途地域を変更いたします。主な内容ですけれども、の区域を変更前、一低層、30、60

を、変更後、二種住居、60、200などと変更するものでございます。

以上の案件を平成19年1月26日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、1名、1通の意見書の提出がございました。意見書の内容は、反対でございますけれども、主な意見としましては、地域の環境を悪化させるおそれのある用途地域の変更で反対であるというもので、これに対する都の見解は、当該地は八王子市都市計画マスタープランにおいて「流通・研究業務地」に位置づけられ、研究開発型企业等の業務施設の立地誘導を図っていること、地区計画で、建築物の建ぺい率の最高限度等とともに、敷地内の緑化を積極的に図る方針を定める等、周辺環境にも配慮していることから、用途地域変更は妥当と考えるというものでございます。

続きまして、議第6779号は八王子市における用途地域の変更でございます。

「議案・資料」180ページをご覧ください。本地区は、京王相模原線南大沢駅の西方約1キロメートルに位置しまして、東京都施行の新住宅市街地開発事業により、基盤整備が行われた地区でございます。

「議案・資料」184ページをご覧ください。参考としまして、八王子市で定めます地区計画について説明します。地区計画の目標として、周辺環境と調和する、商業、業務、運動施設等の立地を誘導することとしております。

「議案・資料」181ページをご覧ください。地区計画の変更に伴いまして、用途地域を変更いたします。主な内容は、変更前、一中高の50、150を、変更後、二種住居、50、150に変更するものです。

以上の案件を平成19年1月26日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

次に、議第6780号は調布市における用途地域の変更でございます。

「議案・資料」192ページをご覧ください。本地区は京王線仙川駅の北東に位置し、土地区画整理事業や街路整備事業にあわせて段階的にまちづくりを進めている区域内にございます。

本地区につきましては、地元で大方の合意形成が図られたことから、地区計画を変更し、あわせて用途地域を変更するものです。

「議案・資料」200ページをご覧ください。参考として、調布市が決定する地区計画につきまして説明します。地区の特性に応じて10地区に区分し、それぞれの土地利用の方針を定めておりますが、今回はそのうち商業・業務E地区について変更を行うものでござ

ざいます。

「議案・資料」201ページをご覧ください。次に、地区整備計画でございますが、公共空地や歩行者優先道路を地区施設として定めております。

「議案・資料」193ページをご覧ください。以上の地区計画の変更に伴いまして、用途地域を変更します。主な内容は、変更前、一低層、一中高及び準住居地域を、変更後、近商、80、300に変更いたします。

以上の案件を平成19年1月26日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。

次に、議第6781号は東村山市における用途地域の変更でございます。

「議案・資料」210ページをご覧ください。本地区は東村山市の南部で、西武拝島線の萩山駅から約300メートルに位置し、もとはテニスコートがあったところでございます。

本地区は都市計画公園区域内であることから、今回、民間により早期に公園として整備・管理することを目的とする民設公園制度の活用を都市計画マスタープランに位置づけるとともに、地区計画を定めて用途地域を変更するものです。

「議案・資料」215ページをご覧ください。参考として、東村山市が決定する地区計画につきまして説明します。地区計画の区域は約4.1ヘクタールでございます。目標といたしまして、都市計画公園区域内において、既成緑地の持続性、公園的オープンスペース及び災害対策の拠点等の形成を図るため、民設公園制度を活用することにより周辺の環境と調和した良好な住環境の形成を図ることとしております。

「議案・資料」216ページをご覧ください。次に、地区整備計画で定める建築物に関する事項については212ページ以降をお目通しください。

「議案・資料」211ページをご覧ください。この地区計画の決定にあわせ、用途地域を変更いたします。変更の内容は、1の区域については変更前、一低層、40、80を、変更後、一中高、50、100などとするものでございます。

以上の案件を平成19年1月26日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、合計75名、1団体から79通の意見書の提出がございました。別冊になっておりますけれども、「意見書の要旨」2ページをご覧ください。賛成意見に関するものが9通で、反対意見に関するものが69通及びその他の意見が1通となっています。

時間の都合がございますので、賛成意見、その他の意見は省略いたしまして、反対意見

につきまして説明させていただきます。

反対意見については、当地区は都市計画公園に指定されていることから、日照権は奪われる心配はないと考え、近隣に土地を購入し暮らしていた、変更されては困るというものです。

これに対する都の見解は、市の都市計画マスタープランでは、都市計画公園である萩山公園区域内において、民設公園制度を適用し、公園的空間の早期の整備誘導を図ることとしている。今回の都市計画変更は、周辺環境と調和した良好な住環境の形成を図ることを目的とし、建築物の位置や高さ等を地区計画で定めるとともに、中高層の建築物の建設が可能な用途地域に見直すものであるというものです。

次に、資料の4ページ(2)をご覧ください。数回の説明会は、住民の同意を充分得るような努力をしたとは思えず、説明責任を果たしていないというものです。これに対する都の見解は、行政、事業者による説明会を重ね、住民の賛同や了承を得られるよう説明に努めるとともに、説明会や16条縦覧等での意見を踏まえ、地区計画の案の見直しを行いながら進めてきました。今後も引き続き、地元市や事業者と連携し、説明会、あるいはワークショップ等の場を通じまして、公園の整備や運営管理等について住民との意見交換を行っていくとともに、「萩山公園ニュース」等を活用し情報提供に努め、住民の理解を得られよう進めていくというものです。

資料の5ページ(5)をご覧ください。建築物の高さの最高限度が高過ぎるので反対するというものでございますけれども、これに対する都の見解は、市は、地区計画書にある高さの最高限度について、住民説明会等での意見を踏まえるとともに、周辺の第一種中高層住居専用地域内の建築物の高さ等を考慮しまして、35メートルとしております。建築計画の具体化に当たっては、公園の環境と調和したものとすることなど、事業者を指導していくというものでございます。

続きまして、議第6782号は稲城市における用途地域の変更でございます。

「議案・資料」224ページをご覧ください。本地区は京王線稲城駅の西方約700メートル、稲城中央公園の周辺に位置し、都市再生機構の新住宅市街地開発事業により、基盤整備がほぼ完了している地区でございます。

「議案・資料」233ページをご覧ください。参考としまして、稲城市で定めます地区計画について説明します。今回の変更は、従前の土地利用に幹線道路沿道地区を追加し、全部で9地区に区分して土地利用の具体化を図るものです。また、緑地を保全するため、

新たに地区施設に位置づけます。

「議案・資料」225ページをご覧ください。地区計画の変更に伴いまして、用途地域を変更いたします。主な内容は、図面中央の幹線道路沿道地区で、変更前は一低層、30、60を、変更後、二種住居、60、200に変更するものでございます。

以上の案件を平成19年1月26日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、273名、40通の意見書が出されております。

意見書はいずれも反対でございますけれども、「意見書の要旨」9ページから11ページでございます。主な意見としまして、用途地域の変更により、大規模商業施設等、地域にふさわしくない施設が建設されることが懸念される。これに伴い、交通渋滞、騒音等による住環境悪化も懸念されるというもので、これに対する都の見解は、当該地は、稲城市都市計画マスタープランにおいて、複合機能誘導地として商業、業務施設等の利便施設を立地誘導するとしていること、周辺の公園及び緑地を地区施設に定め、維持管理することから、用途地域の変更は妥当と考える。また、地区計画で建築物等の高さの最高限度等を定め、周辺環境にも配慮した街並みを誘導することができると考えているというものでございます。

以上でございます。

【鹿島議長】 幹事の説明が終了いたしました。

それでは、日程第3につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お伺いいたします。19番委員。

【東村山市長】 議第6781号、東村山市都市計画用途地域の変更についての意見を申し述べさせていただきます。東村山市といたしましては、当該萩山地区に残る緑の保全や公園の早期整備を行い、市の将来都市像でございます「緑あふれ、暮らし輝く都市」を実現したいと考えております。市内に1ヘクタールの公園ができることは、市にとって、また地域の住民にとっても大変よいことであると考えております。特に当該地域には防災の拠点となるスペースができること、市民生活の安全性を確保する上で必要であると認識をいたしております。東村山市といたしましても、今までの経過の中で何をどう選択していくのかを真剣に検討し、民設公園制度を選択したわけでございます。既成の緑を保全し、災害時の避難場所の創出などを含め、将来展望に立ってこの公園的な空間が活用できればと考えております。

現在、近隣住民等より事業に対する意見、要望を受けておりますが、引き続き十分に協

議し、合意形成を図りながら進めてまいりたいと考えております。もちろん市が買い取ることができればベストであります。現時点での買い取りは不可能であります。今、東村山市に与えられた選択肢として、民設公園制度を適用することがベターであり、萩山地区のまちづくりとして適切であると判断しておりますので、ぜひ深いご理解の上にご賛同いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【鹿島議長】 ほかに、29番委員。

【松村委員】 まず、第6778号、八王子市片倉町ほか各地内の用途の変更ですが、用途地域の主要な変更は14.6ヘクタールの区域を二種住専から準工業地域に変更し、業務核都市の一拠点として工業系用途の施設など産業機能の誘致を図ろうとするものですが、八王子市ではこれまでも工場誘致に失敗している経緯もあり、この地域に大企業を誘致することには問題があり、反対です。

次に、第6781号、東村山のただいまも委員から意見がありました件ですけれども、付近住民から高層マンションの建設計画による景観、日照、自動車公害等を理由に反対運動が起き、反対意見も多数寄せられているように、住民合意がまだ得られていません。よって、反対します。

次に、第6782号、稲城市ほか各地内の用途の変更ですけれども、地域住民の環境への懸念があり、住民の理解が得られておりません。よって、反対です。他の案件については賛成いたします。

【鹿島議長】 12番委員、どうぞ。

【倉林委員】 議案第6781号、東村山都市計画用途地域について、反対意見がありましたので、私も意見を申し上げさせていただきます。

ご案内のように、今、東京都では10年後の東京というのが発表されております。この中でも、水と緑の回廊で包まれた美しいまち東京を復活させよう、こういうことで、第一の大きな目標になっております。そういう中で、区部、多摩を問わずに、一丸となって緑の確保に努力していくことが重要であると思います。振り返って、東村山市においても年々、緑が減少をいたしていることを考えますと、まさに緑の確保こそ大きな命題ではないかと思っております。この緑の確保には、多摩地域においても今までの行政や公共による取り組みだけではとても間に合いません。民間の活力をうまく利用していく、このことが大変重要であろうと私は思っています。

そこで、今回、提案のありました民設公園制度は、都独自の工夫によって生まれた大変

価値のある制度であると思っております。先ほど東村山市長からも推進のための決意が述べられました。まさしくここに適用することは私も同感であります。この提案のあった土地が普通のデベロッパーに売却されますと、まさに緑や公園は確保することができ得ません。一戸建ての密集地により、用地面積の7割に当たる1ヘクタールもの得がたい公園がこれによって生まれるわけでありまして、この制度を活用した萩山地区の将来にはふさわしいと私は考えています。

なぜ反対するのか。反対する意向が、もしかすると緑も公園も要らない、そんな思いがあるのではないかと疑いたくなるような思いであります。実現すれば、この萩山は、新しい仕組みである民設公園の東京の区部に先駆けて第1号という貴重な存在になるわけでありまして、この地域に大きな影響を及ぼす公園づくり、まちづくりの先進的なモデルになると思います。昨年、私もこの事業について深い関心を持ってまいりましたが、東村山市のまちづくりに寄与する画期的な事業として大変うれしく思っております。ぜひ推進をしていただくよう意見として申し上げておきます。

以上です。

【鹿島議長】 20番委員。

【稲城市議会議長】 私のほうからは、第6782号の議案につきまして簡単に意見を述べさせていただきたいと思っております。

今、ご説明のとおり、本案につきましては、多摩ニュータウンの南多摩尾根幹線、東の玄関口ということで、稲城市に位置するところでございます。稲城市の都市マスタープランにおきましても、これは沿道の土地利用促進を図るということの中で、商業、あるいは業務、あるいはまた流通などの機能を備えた中の総合機能を誘導するという位置づけになっております。

そして、また、地区計画によりまして、良好な環境に配慮したまちづくりの実現を目指しているところでございます。今、意見書等も出されておまして、この地域に今後どのような施設ができるのかという不安もございまして、これにつきましては、稲城市といたしましても、土地の所有者であります都市再生機構と協議、そして、また、調整を重ねながら、市民の皆様にご説明をすることは当然だと思っておりますし、当局も説明をします。また、今定例会もこれに関する質疑等もございました。市長も、今後も誠意を持って説明をさせていただくというご答弁もございました。

そんな中で、これは今後、稲城市の都市計画マスタープランに沿ったまちづくりにおき

まして必要な都市計画の変更であると思っております。どうぞご理解をいただきまして、賛成をさせていただきたいと思っております。

【鹿島議長】 ほかにご質問、ご意見がございませんようでしたら、日程第3につきましては適宜分割して採決をいたします。

初めに、議第6778号、議第6781号及び議第6782号、八王子都市計画用途地域、東村山都市計画用途地域及び多摩都市計画用途地域の案件につきまして一括して採決をいたします。

本案について賛成の方は挙手を願います。

{ 賛成者挙手 }

【鹿島議長】 賛成多数と認めます。よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

次に、議第6779号及び議第6780号、八王子都市計画用途地域及び調布都市計画用途地域の案件につきまして一括して採決をいたします。

本案について賛成の方は挙手を願います。

{ 賛成者挙手 }

【鹿島議長】 全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

---

【鹿島議長】 次に、日程第4、議第6783号を議題に供します。野本幹事の説明を求めます。野本幹事。

【野本幹事】 続きまして、議第6783号は東京港臨港地区の変更でございます。

「議案・資料」238ページをご覧ください。東京港臨港地区については、港湾機能の管理運営を円滑に行うため、臨海部に約1,000ヘクタール余を指定しているところですが、近年の産業構造の転換や港湾機能の冲合展開など、変化に対応していくために第七次港湾計画の策定を行いました。これにより港湾計画上の土地利用計画が変更されたことにあわせて、次の3地区につきまして、合計面積約12.4ヘクタールの臨港地区を削除するものであります。

画面上をご覧ください。まず、豊洲地区ですけれども、市場の移転も含め全域を豊洲地区地区計画に基づくまちづくりを進めております。次に、青海地区でも同様に、地区計画に基づくまちづくりが進められております。最後に、東品川地区では、港湾機能から都市機能へと転換を図るため、既存の海上公園の区域等を都市計画公園として位置づけるものです。

以上の案件を平成19年1月26日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上です。

【鹿島議長】 幹事の説明が終了いたしました。

それでは、日程第4につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お伺いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鹿島議長】 ご質問、ご意見がございませんようでしたら、日程第4、議第6783号、東京都市計画臨港地区の案件につきまして採決をいたしたいと思えます。

本案について賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者挙手 〕

【鹿島議長】 ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

---

【鹿島議長】 次に、日程第5、議第6784号から議第6787号までを一括して議題に供します。野本幹事の説明を求めます。

【野本幹事】 議第6784号は、豊洲地区地区計画の変更でございます。

「議案・資料」の245ページをご覧ください。本地区は東京臨海部、豊洲五・六丁目の約102.2ヘクタールの区域です。平成5年7月に土地区画整理事業や環状二号線などの都市計画決定とあわせ、地区計画を決定しております。今回の地区計画の変更は、区画整理事業の進捗や築地市場の豊洲移転などの動きにあわせ豊洲地区全体のまちづくりの目標を定めるものであります。早期にまちづくりの方向性を示し、民間などの開発を適切に誘導することを目指しております。

変更内容について説明いたします。地区計画の目標としまして、新市場の整備や商業、業務、文化、住宅等の多様な機能導入によるにぎわいのある複合市街地の形成を図ることとしております。公共施設等の整備の方針としましては、水際緑地の整備や緑豊かな歩行者ネットワークの形成なども位置づけております。建築物等の整備の方針としましては、補助315号線沿道等へのにぎわい機能の導入や緑化の推進、景観を重視したまちづくりの推進などを位置づけております。

「議案・資料」266ページをご覧ください。次に、再開発等促進区について説明しま

す。土地利用に関する基本方針としまして、区域1では文化、交流、レクリエーション等の機能の導入、区域2・3・4では業務、商業等の機能の導入を図ることとしております。区域5・6・7では市場機能の導入、区域8では商業、アミューズメント等の機能の導入を図ることとしております。

「議案・資料」267ページをご覧ください。次に、主要な公共施設について説明します。区画道路、公園、連携した水際緑地、歩行者通路及び歩行者デッキを主要な公共施設として位置づけます。

次に、地区整備計画について説明します。「議案・資料」269ページをご覧ください。2-1街区及び3-1街区では、歩行者ネットワークを形成する、歩行者デッキや緑道などを地区施設として位置づけます。

「議案・資料」267ページにお戻りください。5・6・7街区の市場の街区では、屋上緑化広場や緑地などを位置づけます。

なお、本件につきましては、平成19年1月26日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

次に、議第6785号は臨海副都心有明北地区地区計画の変更でございます。

「議案・資料」271ページをご覧ください。本地区は臨海副都心の北東部に位置する面積約95ヘクタールの区域でございます。平成5年7月に土地区画整理事業や環状二号線などの都市計画決定とあわせ地区計画を決定しております。

「議案・資料」279ページをご覧ください。今回の変更は、地区計画の目標に沿って、居住機能を導入し、良好な住環境の形成を図るため、図面右側の2-8-A街区、約1.0ヘクタールの区域において、広場や歩行者専用通路の整備とあわせ共同住宅約500戸を整備するものです。

「議案・資料」281ページをご覧ください。次に、変更内容について説明します。地区施設といたしましては、地区広場や歩行者専用通路を位置づけます。建築物等に関する事項につきましては、「議案・資料」273、274ページをご覧ください。このほか容積率の最高限度450%、高さの最高限度120メートルなどを定めます。

次に、意見書の要旨について説明いたします。「意見書の要旨」12ページをご覧ください。平成19年1月26日から2週間、縦覧いたしましたところ、18通の意見書の提出がございました。賛成意見に関するものが3通、反対意見に関するものが13通、その他の意見が2通となっております。

時間の関係がありますので、賛成意見、その他の意見は省略しまして、反対意見につきまして説明させていただきます。

13ページをお開きください。反対意見に関するものは、「有明北地区まちづくりガイドライン」によると、臨海副都心地域全体として一体感のあるスカイラインやシルエットの形成により、景観的な調和に配慮するとなっているが、今回の計画はガイドラインの趣旨に沿っていない等の意見です。

都の見解としましては、建築物の高さについては、「臨海副都心まちづくりガイドライン」において、臨海副都心地域全体として一体感のあるスカイラインやシルエットの形成等のために、原則として、内側から海側に向けて建築物の高さを低減させることとしております。このため、有明北2区域の建築物の高さ制限については、有明南地区における中心部の高さ制限、130メートル程度以下を基調としまして、有明北地区に向けて高さを緩やかに低減する考え方によるものでございます。

次に、14ページをご覧ください。反対に関するもので、その他の意見としまして、西側のマンションとの隣棟間隔をあけるなどして、圧迫感の軽減、眺望阻害の軽減、住戸間のプライバシー確保に配慮してほしい等の意見であります。

都の見解としましては、建物の隣棟間隔やプライバシーの確保、日照等については、具体的な建築計画に即して、周辺環境への影響について、十分な説明を行うよう事業者を指導していくというものでございます。

次に、議第6786号でございます。臨海副都心青海地区地区計画の変更でございます。

「議案・資料」283ページをご覧ください。本地区は臨海副都心の南西部に位置する約117ヘクタールの区域であり、平成3年1月に地区計画を決定しております。その後の開発の進展に応じて、順次、都市計画変更を実施し、現在、10街区、地区全体の約20%の区域で地区整備計画を決定しております。

今回の変更は、F1-N街区約0.8ヘクタールの区域におきまして、情報、マルチメディア関連のさまざまな業務に対応したスモールオフィスや業務機能を支援する店舗、貸し会議室などの機能を備えた施設を整備するものです。

「議案・資料」287ページをご覧ください。建築物に関する事項ですけれども、F1-N街区では、良好な都市環境の形成を図るため、風俗営業等及び商業地域に建築できない建築物を制限します。また、「臨海副都心まちづくりガイドライン」及び地区計画の方針に基づき、容積率の最高限度500%及び建築物の高さの最高限度60メートルなどを定め

ます。

本件につきまして、平成19年1月26日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

次に、議第6787号、中野四丁目地区地区計画の決定に関する案件でございます。

「議案・資料」297ページをご覧ください。本地区は、JR中央線中野駅の北西に隣接する中野警察大学校等の跡地を含む約18ヘクタールの区域でございます。このたび、平成18年3月に財務省の土地処分の方針が明らかになったことから、この方針や中野区の上位計画に基づき適切な土地利用転換の誘導を図るため、地区計画を定めるものでございます。

地区計画の目標について説明します。中野区の新しい拠点として、警察大学校等跡地の国有地を生かして、公共と民間のパートナーシップにより、地区で一体の開発整備を推進することとしております。

公共施設等の整備の方針につきましては、交通の円滑な処理を図るため、地区内の区画街路の新設、あるいは早稲田通りを一部拡幅整備します。また、中野区決定の都市計画公園、それから公共空を整備します。

建築物等の整備の方針についてですが、周辺への影響に配慮しまして、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度などを定めることとしております。地区内の中学校に対する日影の影響については、今後、都が地区整備計画を策定していく中で事業者を適切に誘導するなど、良好な環境の形成を図ってまいります。

このほか、将来見直すことを想定した容積率を街区ごとに300%から500%としております。

「議案・資料」302ページをご覧ください。次に、再開発等促進区に関する内容について説明します。区域1及び2では大学等教育機能や医療機能を導入し、区域3は公共公益機能と居住機能の更新を図ることとしております。区域4及び5は地域活力とにぎわいの向上に資する商業・業務等のサービス機能、都市型居住機能等が複合する土地利用を図ります。

「議案・資料」303ページをご覧ください。都市計画公園と一体となった公共空地1.5ヘクタールと、地区の円滑な交通処理を図るため、区画道路1号・2号を定めます。

地区施設の配置及び規模につきましては、歩行者通路1号から3号を定めます。区域4に広場を、区域5に緑地を定めます。

本地区におきましては、地区計画の決定後、財務省が用地を民間事業者に売却する予定であり、今後、開発の具体化にあわせ、容積率の最高限度や建築物の高さの制限などを地区整備計画に定めることとなります。

次に、意見書の要旨について説明します。「意見書の要旨」17ページをご覧くださいと思います。平成19年1月26日から2週間、縦覧しましたところ、421通の意見書の提出がございました。賛成意見に関するものが124通、反対意見に関するものが289通、その他の意見が8通となります。

時間の都合もありますので、賛成意見、その他の意見は省略しまして、反対意見につきまして説明させていただきます。

反対意見なのですけれども、移転跡地土地利用転換計画案の4ヘクタールの防災公園の設置が住民の中心的な要望であり、公園面積をより広く確保するよう求めてきたが、反映されなかったとの意見です。

都の見解としましては、中野四丁目地区においては、地区の中央部の約1.5ヘクタールの都市計画公園と、その周辺に約1.5ヘクタールの公共空地を整備するとともに、敷地内のオープンスペースの確保により、平成13年度に策定した土地利用転換計画案に記載されているものと同等の空間を確保していくこととしているというものでございます。

次に、資料の23ページ、(38)をご覧ください。この計画が明らかになった段階から、住民はたくさんの意見・要望を出し、そのほとんどは反対意見であったが、省みることなく、「土地利用計画案」がつけられた。都は計画を見直すべきであるということでございます。

都の見解としましては、中野区が住民参加のもと平成17年度に、中野駅周辺まちづくり計画を策定し、この計画に基づき「警察大学校等移転跡地土地利用転換計画案の見直し」を策定しました。地区計画はこの「土地利用転換計画案の見直し」等に基づき作成しているものでございます。

今回の地区計画は、国の公募に先立って、まちづくりの大筋の方向性を定めるものであり、今後、開発計画の具体化にあわせ容積率や建築物の高さの最高限度などについて地区計画を定めることとなります。

また、地区計画の策定に当たっては、法令等に基づき適切に手続を進めるとともに、説明会の開催や、中野区の広報、区報、ホームページ等により周知に努めているというものでございます。

その他は恐縮でございますけれども、資料をご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

【鹿島議長】 幹事の説明が終了いたしました。

それでは、日程第5につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お伺いいたします。7番委員、どうぞ。

【高島委員】 議案第6787号、中野四丁目地区地区計画について質問をいたします。

ご承知のように、中野駅周辺は新宿副都心にも隣接し、交通結節点として利便性の高い地域であります。商業、業務、教育などの集積により、駅周辺を中野区の拠点として育成すべきと考えております。国有地の警察大学校等の移転跡地は約14ヘクタールという広大な規模を有し、一体的な土地利用転換が図られるべきです。この跡地を有効に活用し、中野駅周辺の一層の発展を図ることが最も重要であると考えております。

そこで、2点ほど質問させていただきます。当地区では、中野の新しい拠点として活力やにぎわいの創出を図る必要があると考えておりますが、都は地域の活力やにぎわいの創出のために具体的にどのような取り組みを進めていくのか、お考えをお伺いしたい。

【鹿島議長】 野本幹事。

【野本幹事】 中野四丁目地区は新宿副都心に近く、高いポテンシャルを有しております。中野の新しい拠点として21世紀を先導する魅力あるまちづくりを実現することとしております。

本件地区計画は平成17年に、東京都、中野区、杉並区が共同で策定しました「警察大学校等移転跡地土地利用転換計画案の見直し」等に基づき作成しております。地区計画におきまして、都市基盤の整備とともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図りまして、商業、業務、教育、医療などが融合した魅力的な複合市街地、この形成を実現することとしております。

【鹿島議長】 7番委員。

【高島委員】 今、ご説明をいただきまして、活力やにぎわいを創出する具体的な方策は理解をさせていただきました。

ところで、警察大学校等跡地はもともと緑が多いということから、その保全を願う方々も多いように聞いております。今後、開発にあわせて緑の確保をどのように行っていくのか、お伺いをしたい。

【鹿島議長】 野本幹事。

【野本幹事】 当地区におきましては、緑の確保などにより良好な都市環境の形成を図ることが重要と考えております。このため、現状の緑についてはその一部の保全を図るとともに、公園や公共空地、合わせて3ヘクタールの緑化の推進、あるいは都市計画道路沿い両側に8メートルの壁面後退をしまして、そのオープンスペース等を活用し、新たな緑をつくる。そんなことで十分な緑を確保してまいります。

【鹿島議長】 7番委員。

【高島委員】 今、3ヘクタールの緑化の推進とか、壁面の後退ということでお話がありました。ぜひ今後とも都民に喜ばれる緑の確保にさらなる取り組みを進めていただきたいと思います。

ただいまのお話をお伺いをいたしまして、私は、今回の都市計画の決定は貴重な国有地を適切に中野のまちづくりに生かしていくための方向性を示すものであり、中野区、中野駅周辺のまちづくりにとって大きな一歩であると強く確信をいたします。今後も、区がこの地区の将来像として挙げた、にぎわいと環境の調和するまちの実現に向け、区や地元と十分な連携を図りながら進めていただきたい、そのことをお願い申し上げ、質問は終わらせていただきます。

【鹿島議長】 26番委員。

【高倉委員】 議第6787号について何点かお伺いしたいと思います。

この地域は長い間、区民が自由に出入りすることができない場所であったわけであり、警察の関係施設が移転した後、どのように活用されるのか、中野区などをはじめ住民の関心が高いエリアでございます。JR中野駅に隣接した地域でありまして、立地条件も踏まえた、より有効な活用が求められていると考えます。

この地域にあっては、活性化の核となるべきまちづくりが強く期待をされる一方で、環境に配慮したまちの整備や住民の安全・安心につながる活用ということも非常に重要な要素であると考えております。それらの機能が調和のとれた形で新たな整備を早期に進める必要があると思います。

そこで、何点かお伺いしますが、まず最初に、この地域を新しい中野の顔として、活性化に資する開発をどのように誘導していくのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

【鹿島議長】 野本幹事。

【野本幹事】 中野四丁目地区は新宿副都心に近く、高いポテンシャルを有していると

いうことはただいまもご答弁しましたけれども、中野の新しい拠点として魅力あるまちづくりを実現することとしております。本件地区計画は平成17年に、東京都、中野区、杉並区が共同で策定しました「土地利用転換計画案の見直し」等に基づき作成いたしております。地区計画において、都市基盤の整備とともに土地の高度利用を図り、商業、業務などが融合した複合市街地の形成を図ります。

【鹿島議長】 26番委員。

【高倉委員】 地域の活性化とともに、先ほど質問もありましたが、緑の確保をはじめ環境に十分配慮した良好な市街地の形成を図ることが重要であると思います。地区の北側、あるいは西側には住宅地も広がっておりまして、超高層建築物への対応も必要であろうと思います。さらに、区域3におきましては、中学校用地の南側において国の開発が予定されておりますけれども、中学校やその校庭への影響について地元の方々の心配もございません。

このような点を踏まえまして、良好な都市環境の形成にどう取り組んでいくのか、このことについてお伺いをしたいと思います。

【鹿島議長】 野本幹事。

【野本幹事】 警察大学校等の跡地の開発に当たりましては、建築物の整備にあわせ、緑の創出をはじめとする良好な都市環境の形成を図ることが重要と考えております。このため、公園や公共空地等の緑化を推進するとともに、壁面後退により創出されるオープンスペースを生かし、緑豊かな都市景観の形成を図ってまいります。

また、国や民間の開発については、今後、都が地区整備計画を定めていく中で、周辺環境への影響等に関し、容積率や高さの最高限度について事業者等を指導するなど、良好な都市環境の形成を図ってまいります。

中学校に対する日影の影響なのですけれども、今後、都が地区整備計画を策定していく中で、事業者の土地利用計画を適切に誘導しまして、良好な環境の形成を図ってまいります。

【鹿島議長】 26番委員。

【高倉委員】 安全・安心にかかわる機能ということにつきましては、この地区を含む周辺、つまり中野区役所の周辺は10万人規模の避難場所に指定をされておりまして、その点、大変重要であると思っております。当初の土地利用転換計画では、清掃工場などとともに、避難場所の中心となる4ヘクタールの防災公園を確保する、このようにされてお

りました。その後、清掃工場が不要となりまして、計画の見直しが行われたわけでありませう。この地区計画では、1.5ヘクタールの防災公園を確保することとされ、その隣接地において公共空地を確保してスペースを広げていく、このようにされております。避難場所としての機能を考慮していくならば、この公共空地を含めて防災公園を中心に3～4ヘクタールのスペースをしっかりと確保すべきである、このように思っております。

当初、4ヘクタールだった防災公園が現計画となった経緯、さらに、公共空地やオープンスペースの確保をどう担保していくのか、このことについてお伺いをしたいと思います。

【鹿島議長】 野本幹事。

【野本幹事】 4ヘクタールの防災公園整備につきましては、清掃工場の建設を前提として平成13年度に策定されました「警察大学校等移転跡地土地利用転換計画案」に基づくものであります。その後、清掃工場の建設中止に伴いまして、中野区が住民参加のもと、中野駅周辺まちづくり計画を策定いたしまして、この計画に基づき、平成17年度、東京都、中野区、杉並区が共同で「警察大学校等移転跡地土地利用転換計画案の見直し」を策定したわけでございます。

今回、提案のこの地区計画は、この「転換計画案の見直し」を踏まえまして、地区の中央部に1.5ヘクタールの都市計画公園を整備するとともに、その周辺に約1.5ヘクタールの公共空地を確保することとしております。

さらに地区整備計画の策定を通じまして、事業者の開発を適切に誘導することにより、民間や大学等の敷地にオープンスペースを確保しまして、平成13年度に作成した土地利用転換計画案に記載されているものと同等の空間を確保してまいります。

【鹿島議長】 26番委員。

【高倉委員】 周辺の住民の皆さんが必要とされる避難面積の確保、例えば震災による火災が広がった場合の火災旋風の発生、そうしたことも含めてご心配をされているわけでありませう。この地区に建設をされる建物等は当然、耐火の面でも十分配慮されると思っておりますし、周辺の住宅地においても今後、不燃化を積極的に推進をすべきであると考えております。開発計画に対し避難場所の安全性をどう担保するかについてお伺いしておきたいと思っております。

【鹿島議長】 市街地整備部長。

【宮村幹事】 避難場所の指定に当たりましては、防災分野を専門といたします学識経験者や東京消防庁の職員で構成されます避難場所調査検討委員会の意見を聞きながら、当

地区を含む中野区役所一帯など安全が確保された避難場所を指定してきております。

本地区計画案では、区域の整備、開発、保全の方針の中で避難場所としての安全性の確保を図るということを位置づけております。今後、この地区計画に基づきまして、地区整備計画を策定する段階で区とともに開発事業者を指導し、中野区役所一帯に現在と同様、10万人規模の安全な避難場所を確保できるよう取り組んでまいります。

なお、火災旋風につきましては、委員会の専門家などから、いまだ確立された学説がないと聞いておりますが、今後とも専門家の意見や最新の情報を踏まえまして、安全な避難場所の確保に努めてまいります。

【鹿島議長】 26番委員。

【高倉委員】 今、何点か質問をさせていただきましたけれども、私も今回、この地区計画については、中野のにぎわい、あるいは活性化の核となるべきまちづくり、そして、住民の皆さんのための安全・安心の中心となる、そうしたまちづくり、こうしたことを本当に進めていく上で十分な地区計画である、このように考えておりまして、ぜひ早期にこれを策定するよう強く望みまして、質問を終わりとさせていただきます。

【鹿島議長】 21番委員。

【吉田委員】 私からも、議第6787号議案につきましてご質問を申し上げます。重複はなるべく避けたいと思っておりますけれども、実はこの案件につきましては、昨日も、私のもとにも1,000名の署名が届けられまして、とにかくこの計画に反対してくださいという思いが詰まったものが届いてきておりまして、なかなか地域の住民の合意というか、納得が得られないままに本日に至っているということもありますので、確認も含めて申し上げます。

これは申し上げるまでもなく、中野駅至近の大切な空地でございまして、戦前の陸軍中野学校とか、戦後は警察大学校とか、そういう使われ方をして、中野区民にも足を踏み入れられなかった場所が大きく使うことができるようになった最後のチャンスということでございます。今、高倉委員からご質問あったとおり、にぎわいと、それから環境、そして、防災を何とか調和をさせて、区民の方が納得がいく計画にしていきたい。その中で、先ほど来防災の拠点として、当地区を含めて22ヘクタールの土地が中野区役所一帯として避難場所に指定されていて、10万人が避難する計画となっております。この開発後においてもほんとうに10万人が安全に避難できる場所として機能するかどうか、改めて確認を申し上げます。

【鹿島議長】 市街地整備部長。

【宮村幹事】 先ほどもご説明させていただきましたけれども、当地区の地区計画案では、避難場所としての安全性の確保を図るということを方針の中で位置づけております。今後、地区整備計画を策定する段階などで、開発後においても中野区役所一帯に現在の指定と同規模の避難場所を確保するよう区と連携して取り組んでまいります。

【鹿島議長】 21番委員。

【吉田委員】 ありがとうございます。さらにまた、先ほどから、平成13年度に策定をした土地利用転換計画案に記載されたものと同等の空間を確保して公園を整備するというお答えがございましたけれども、この同等の空間というものが個々の事業者の開発に際して、敷地内にオープンスペースを誘導していくという手法で4ヘクタール、あるいはそれ以上ということを確認していきたいという内容だと思えますけれども、このオープンスペースができる限りこの計画がございます中央の1.5ヘクタールプラス1.5ヘクタール、3ヘクタールの防災公園とまとまった形の公共の空地、公園、緑地というようなものになるように誘導をしていただきたいと思います。そして、今、うっそうと樹木が茂っている場所でございますので、この貴重な緑を伐採することなく、できる限り既存の樹木を残していただきたい、こういうふうによくの区民が望んでいるわけでございますが、これについてご見解を伺います。

【鹿島議長】 野本幹事。

【野本幹事】 まず、防災の空間の確保でございますけれども、先ほどちょっと答弁しまして、大分重複するところがあり、恐縮なのですが、今回、提案の地区計画は平成17年に、東京都、中野区、杉並区が共同で策定した「土地利用転換計画案の見直し」を踏まえているのですけれども、地区の中央部に1.5ヘクタールの都市計画公園、その周辺に1.5ヘクタールの公共空地を確保するということ。

さらに、地区整備計画の策定などを通じ、事業者の開発を適切に誘導することによりまして民間や大学等の敷地内にオープンスペースを確保し、平成13年の土地利用計画案と同等の空間を確保していくということを考えています。

それから、緑地についてなんですけれども、こうした公園、あるいは公共空地のところを緑化するだけでなく、民間や大学等の敷地内のオープンスペースを活用しまして緑化を進めてまいりたいと考えております。

【鹿島議長】 21番委員。

【吉田委員】 ありがとうございます。

次に、震災時等の災害時の帰宅困難者対策について、またお聞かせいただきたいと思えます。中央線沿線で大きな直下型地震が起きたりした場合に、皆さん、ビルが倒れたり、家屋が倒れたりして、結局、郊外の自宅に戻るには中央線をてくてくと歩いて帰るということしかない場合も想定されるわけですが、中央線沿線に大きな防災用のスペースというものはなかなか見受けられない。こういう観点からすると、この警大跡地というのは大切な防災というか、災害のときの救助のスペースになると思うのですけれども、今回の計画において帰宅困難者への対策について何か取り組みがあれば、この審議会の所管ではないかもしれませんが、お伺いをいたしたいと思えます。

【鹿島議長】 野本幹事。

【野本幹事】 中野区の中野駅周辺まちづくり計画におきましては、帰宅困難者の受け入れなど災害時の救援体制については、区と大学等で日ごろから緊密な連絡をとり、災害時の協力関係を築くと記載されております。

【鹿島議長】 21番委員。

【吉田委員】 ありがとうございます。

それから、この警大跡地の北側を画します早稲田通り、ここは拡幅が計画をされております。この早稲田通りをはじめ中野区の区画街路1号、2号などの整備に当たってはバリアフリー化をきちんと実現する必要がある。私の周りでも、つえをついたご高齢の方や、あるいは車いすの方、さまざまな方がちょっとした歩道の斜面、あるいは段差で立ち往生される、あるいは乳母車のお母様が乳母車がつんのめるといふことがございます。歩道のセミフラット化等も含めたバリアフリー化に取り組むお考えについて伺います。

【鹿島議長】 野本幹事。

【野本幹事】 将来の早稲田通りの拡幅整備、それから中野区画街路1号、2号の整備に当たりましては、管理者において、地区の指定を踏まえた歩車道の段差の解消などバリアフリー化を図ってまいります。

【鹿島議長】 21番委員。

【吉田委員】 ありがとうございます。ただいま色々ご答弁をいただきまして、これまでもいろいろと都庁には申し入れをさせていただいて、あるいは区にも相談させていただいてまいりましたが、なかなか心配をされている区民の方にご納得がいただけるような内容がずっと提示されてこなかったということが今回、「意見書の要旨」でもございますとお

り、たくさんのご質問や意見や、そういうことが寄せられていることから明らかでございます。

とにかく反対をされているような、不安を覚えておられる方も納得いくような丁寧なプロセスの進め方を今後とも続けていただいて、なるべく防災上、そして環境上の配慮を最大限にして、そして、にぎわいを確保する、こういう形で計画を引き続きやっていただきますように要望いたしまして質問を終わります。

【鹿島議長】 ほかに。29番委員。

【松村委員】 第6784号、豊洲地区の地区計画変更について伺います。新市場の整備などを図るため地区計画を変更するというもので、5街区には青果、6・7街区には水産仲卸または卸などを予定しています。都議会でも既にただしてきましたが、深刻な土壤汚染が指摘されている、この豊洲の土地に、なぜ都民の食をあずかる築地市場の移転を前提とした土地の利用計画を立てるのか、都市整備局としての見解を伺います。

【鹿島議長】 野本幹事、お願いします。

【野本幹事】 築地市場はこれまで生鮮食料品の流通の中核になってきましたけれども、老朽化しまして、過密化も著しいという状況でございます。流通形態の変化などもございますので、豊洲地区への速やかな移転が必要でございます。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 ちょっと質問の意味と答弁が違うんですけども、土地利用を行う計画を立てる都市整備局として、今言った土壤汚染などの安全性が担保されるというふうに確認した上での土地利用計画なのかという意味なんです。

そこで、石原都知事は昨日開かれた知事選の公開討論会で、豊洲のポーリング調査をやると、議会でさんざん市場関係者が言っても、それを否定しながら、石原知事はまたトップダウンですか。それはそれで、私は結構だと思うのです。ポーリング調査をやると発言いたしました。少なくとも、その結果を待つて土地利用計画を図るべきではないのでしょうか。ご答弁ください。

【鹿島議長】 野本幹事。

【野本幹事】 本件の地区計画は区画整理事業などの進捗も踏まえまして、豊洲地区全体のまちづくり目標を定めるものでございます。早期にまちづくりの方向を示しまして、民間などの開発を適切に誘導することを目指しております。

内容としましては、土地利用の方針、あるいは道路、公園等公共施設の整備の方針、そ

して、建築物の容積率や高さの上限など都市計画の大枠を定めております。

土壌汚染につきましては、今後、法律や条例に基づきまして環境局の指導にも従いまして事業者が十分配慮し、食の安全を確保することとなっております。このため、地区計画を決定することは問題ないと考えております。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 しかし、土地利用の方向を明らかにして誘導を図っていくということは間違いのない、そのことの判断は、私は都市整備局にも問われると思いますし、既に築地市場の水産仲卸業者でつくる、市場を考える会は3月15日、移転に反対する6万2,119人分の署名と請願書を石原知事に提出しているんです。市場関係者や都民多数の反対の声を土地利用を図る都市整備局としてもどう受けとめているのか、認識しているのかも伺いたいと思います。

【鹿島議長】 野本幹事。

【野本幹事】 お話の嘆願書につきましては、平成19年3月15日に所管の中央卸売市場で受理したばかりと聞いております。中央市場においては、その内容について検討中であると聞いております。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 いずれにしても、石原知事のトップダウンによる都政のゆがみの一つであると私は思います。都民の反発をさらに広げることは必至です。市場を前提とした地区計画はやめることを求めます。

次に、第6785号については意見を述べます。臨海副都心開発は抜本的に見直すべきであり、これ以上の超高層マンションをつくることは大気汚染や環境悪化、防災上も問題があり、本案件については反対します。

次に、第6787号、中野四丁目警大跡地の地区計画決定ですけれども、区民参加で策定され、2001年に中野、杉並、東京都と三者で合意された4ヘクタール以上の防災公園を中心とする警大等跡地の土地利用計画をいわば住民を無視して中高層ビル中心の計画になぜ変更するのかと住民から大きな疑問と反対の声が起こっています。そこで、先ほど来質問がありましたので重複を避けませんが、ここは文字通り都が指定する広域避難場所ですよね。しかも10万人と。

ところが、超高層ビルに囲まれた場所になることは明らかです。先ほども火災旋風については知見がまだされていないような発言がありましたけれども、東京都が指定する避難

場所でほんとうに安全というものの確保を第一としての計画にしなければならないのではないのでしょうか。ちょっと繰り返しになりますけれども、私は非常に火災旋風についてのそういう指摘に対する先ほどの答弁が重要だと思いますので、重ねて安全性について再度見解を伺います。

【鹿島議長】 宮村幹事。

【宮村幹事】 火災旋風につきましては、先ほどご説明申し上げましたけれども、私どもで避難場所を指定するに当たりまして、いろいろご意見をいただいている避難場所の調査検討委員会の学識経験者の先生方からも、専門家からも、いまだ確立された学説はないと聞いておまして、今後とも専門家のご意見や最新の情報を踏まえて安全な避難場所の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 だからこそ、こういう計画には万全を期して慎重にしなければならないと思います。

そこで、東京都は1人当たりの避難面積を何平方メートルとしていますか。

また、この警大跡地は10万人の避難場所と設定している。このことについては、今後ともそういう計画でいくのですか。

【鹿島議長】 宮村幹事。

【宮村幹事】 1人当たりの避難面積につきましては、東京都の地域防災計画の中で避難場所指定の考え方として、原則として1人当たり1平方メートルを確保できることとしております。

中野区役所一帯の避難場所につきましては、警察大学校等の敷地を含めまして区役所周辺約22ヘクタールを対象にして、平成14年当時の建物配置、当時はまだ学校等の建物がございましたけれども、それをもとに指定をしております。周辺の市街地の大火による輻射熱などに対して安全な空間に約10万人が避難するという計画にしております。今後、開発後におきましても、先ほどからご説明しておりますが、地区計画に基づき防災公園を含めまして、中野区役所一帯に現行と同規模の避難場所を確保するよう区と連携して取り組んでまいります。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 ここに10万人、避難人口を設定していることは、引き続きその計画は生きているとなるとすると、今1人当たり1平方メートルというから、10ヘクタールで

すね。ですから、これ全体の跡地が14ヘクタールちょっとだとすると、全体をほんとうに避難場所に、安全なそういうものとして防災広場などを確保しなければ、東京都が指定する安全性が確保できないと思うんです。ましてや、それが当初の4ヘクタールをさらに後退させて、今、1.5の防災公園ですか。さらに、公開空地とか、緑道、緑地があって、それが1.5ヘクタールで、さらに民間のいろいろなスペースで1ヘクタールぐらいで、合計4ヘクタールと言うけれども、そもそもそのこと自体を真剣に検討して、広域避難場所を指定するというのは東京都の責任だと思うんです。明らかに乖離があるというか、矛盾して、地域の住民、区も含めてそういう不安やいろいろな批判が起こるのは当然だと私は思います。私は、避難場所としての有効面積が確保できる抜本的な対策を立てなければならないと。いずれにしても、住民合意が得られていない計画であり、反対いたします。

以上です。

【鹿島議長】 7番委員。

【高島委員】 委員からいろいろな意見が出ているので、あえてお話をさせていただきます。

まず、最初に築地市場についてでございます。私も、何回も築地は行かさせていただいておりますが、これまで生鮮食料品流通の中核を担ってききましたが、ご承知のように、施設の老朽化、狭あい化が著しく、狭いのはご承知のとおりであります。流通形態の変化などに対応するためにも、豊洲地区への速やかな移転が必要である、そういう認識を持っております。

さらには、土壌汚染についてでございますが、これは、先ほどお話がありましたように、昨日の公開討論会でもボーリングをするような話もあえてありましたけれども、これは事業実施上の問題であって、あえてこの場で議論する必要はない、そういう認識を持っているんです。本日の都市計画審議会では先ほどから何回も説明がございますように、区画整理事業の進捗を踏まえ豊洲地区全体の地区計画を決めるものであって、市場の計画を決めるものではないんです。市場については今後、必要な場でしっかり議論すればいい。あえてこの発言はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【鹿島議長】 ほかにご質問、ご意見もございませんようでしたら、日程第5につきましては適宜分割して採決をいたします。

初めに、議第6784号及び議第6785号、議第6787号、東京都市計画地区計画

の案件につきまして一括して採決いたします。

本案について賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者挙手 〕

【鹿島議長】 賛成多数と認めます。よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

次に、議第6786号、東京都市計画地区計画の案件につきまして採決をいたします。

本案について賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者挙手 〕

【鹿島議長】 全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

それでは、審議の途中ですけれども、これからまた議事がたくさんございますので、恐縮ですが、若干の休憩を設けたいと存じます。10分間の休憩をいたします。

午後3時19分休憩

午後3時30分再開

【鹿島議長】 それでは、休憩前に引き続きまして、日程を進めさせていただきます。

日程第6、議第6788号から議第6801号までを一括して議題に供します。

山口参事の説明を求めます。

【山口参事】 それでは、議第6788号から議第6801号まで、東京都市計画道路都市高速道路外郭環状線に関する案件について説明申し上げます。

議案資料305ページから331ページをご覧ください。案件のうち、東京都市計画道路都市高速道路外郭環状線は、環境影響評価法の対象事業であり、今回はいわゆる「後合わせ」で、東京都決定の案件でございます。

また、外郭環状線に関連して、都市高速道路外郭環状線付属街路第1号線他13路線の変更及び廃止で、いずれも東京都決定の案件でございます。

東京外かく環状道路は、都心から約15キロ圏を環状方向に結ぶ延長約85キロの路線で、放射方向に伸びる高速道路を連絡し、通過交通を都心から排除することにより、首都圏の交通混雑の緩和、環境の改善、都市再生に寄与する重要な道路でございます。

このうち、練馬区の大泉インターチェンジから埼玉県三郷南インターチェンジまでの約84キロについては供用中、三郷南インターチェンジから東関東自動車道までの約16キロについては事業中となっております。

今回、都市計画変更を行う区間は、世田谷区宇奈根三丁目の東名高速から練馬区大泉町

四丁目の関越道間の延長約16キロでございます。

なお、外郭環状線の起点の世田谷区鎌田二丁目から、終点の練馬区大泉町一丁目間、延長約18キロにつきましても、あわせて車線数を6車線といたします。

都市高速道路外郭環状線は、昭和41年7月に都市計画決定を行いました。その後、地元と話し合いができない時期がございました。

平成11年に石原知事が現地視察を行ったことをきっかけとして、都では、平成12年から地元との話し合いを再開、その後、平成14年6月に国とともにPI外環沿線協議会を設置し、外環の必要性や効果、影響などについて話し合いを行うなど、広く住民の意見等を聞いて検討を進めてまいりました。

さらに、平成17年1月より「外環沿線会議」や各地域ごとに「意見を聴く会」などを開催し、インターチェンジの設置のありなしによる交通量の変化や整備効果などについて話し合うとともに、会議の委員からの意見表明を受け、平成17年9月に、国と都で計画の具体化に向けた「外環に関する考え方」を公表いたしました。

その後も、引き続き「意見を聴く会」を開催し、地元の意見を聞きながら、外環沿線会議において外環計画全体にかかわる話し合いを進めるとともに、沿線区長、市長との意見交換会も行った結果、外環の必要性や地下方式案についておおむねの理解が得られたと判断し、平成18年6月に都市計画変更案及び環境影響評価準備書を公告・縦覧手続を開始いたしました。

なお、先般、開催しました外環沿線会議では、委員から都市計画変更案に対して、「今後、人口の減少に伴い、交通量も減少することから外環は不要」「大深度地下を活用するならば、なぜ昭和41年と同じルートに計画するのか」という意見や、「地震など災害時にも活躍できるネットワークを構築するため、早期整備を望む」などの意見表明がなされております。

次に、計画の内容についてご説明申し上げます。

「議案・資料」の307ページから308ページをご覧ください。

都市高速道路外郭環状線の計画では、沿道環境を保全し、移転等の影響を極力少なくするため、構造等を嵩上げ式から地下式に変更するものでございます。

309ページをご覧ください。外郭環状線とほかの高速道路を連絡するジャンクションは、東名高速、中央道、関越道の3カ所に設置いたします。

また、都民の利便性向上のため、東八道路、青梅街道、目白通りにインターチェンジを設置いたします。このうち、青梅街道につきましては、関越道方向への出入りが可能なイ

インターチェンジを練馬区内に設置する計画としています。

換気所につきましては、3つのジャンクション及び青梅街道インターチェンジに、合計5カ所を設置する計画になっております。

次に、平面線形及び縦断線形、横断面構成についてご説明申し上げます。

310ページから317ページの計画図をご覧ください。

310ページは東名高速とのジャンクション付近、313ページは中央ジャンクション付近、317ページには関越ジャンクション付近を掲載してございます。

次に、312ページ、313ページの縦断図と横断図をご覧ください。

開削工事以外の区間には、縦断面図・横断面図に斜め線でハッチを描いております。この区間は、シールドトンネルでございまして、地上の土地利用との整合を図る観点から立体的な範囲を定めております。

なお、その他の区間については、開削工事区間でございます。

次に、323ページの参考図、構造図1をご覧ください。

インターチェンジにつきましては、図面中央の少し左に東八道路インターチェンジ、その右側に青梅街道インターチェンジ、次が目白通りインターチェンジ、計3カ所の設置を計画しております。

換気所につきましては、同じく参考図でご説明申し上げます。

図面左から東名ジャンクションには1カ所、中央ジャンクションに2カ所、青梅街道インターチェンジに1カ所、関越ジャンクションに1カ所、計5カ所を計画しております。

325ページから328ページには、それぞれジャンクション、インターチェンジのイメージパースを載せております。

なお、都市高速道路附属街路につきましては、318ページから322ページに掲載しております。

沿道の地先利用を考慮して計画されている附属街路につきましては、外郭環状線の地下化に伴い、その機能が不要になることから、附属街路1号線及び2号線につきましては、延長及び終点位置を変更し、附属街路第3号から第12号までの10路線につきましては廃止いたします。

また、中央道と外郭環状線が交差する付近に計画されている三鷹3・4・11号北野仙川線については、313ページに掲載してありますとおり、外郭環状線と中央道とを連絡する連結路の道路線形との整合を図る観点から、一部線形を変更いたします。

次に、事業主体でございますが、国土交通省関東地方整備局を予定しております。

続きまして、意見書について説明いたします。

黄緑色の表紙の「議案・資料 別冊(2)」 「意見書の要旨」の29ページをご覧ください。

本計画案を平成18年6月2日から7月3日まで1カ月間縦覧に供したところ、都市高速道路外郭環状線の都市計画変更案に対して、合計2,753通の意見書の提出がありました。

その内訳は、賛成意見に関するものが196名、26団体から、計222通、反対意見に関するものが2,317名、14団体から合計2,301通、その他意見に関するものが231名、1団体より計230通となっております。

主な意見としまして、まず賛成意見に関するものとして29ページと30ページに掲載しておりますとおり、「都内の交通渋滞の緩和、環境の改善、首都圏の機能強化を図ることから早期整備を望む」、「大深度地下の計画案に賛成。早期完成を目指し、事業推進を図ること」、「住民や自治体との長期にわたる協議は評価でき、計画案に賛成である」などの意見が出されております。

反対意見に関するものとしましては30ページから36ページに記載しておりますが、主な意見として、「人口減少の時代を迎え、交通量も減少していくと考えられることから外環は不要である」、「トンネル内の事故や火災、構造物の恒久的な維持管理等の安全性に不安があるため、計画案に反対する」、「計画ルートについて、規定計画にこだわらず見直すこと。再度必要な調査を行って最適なルートを検討すべき」、「ジャンクションやインターチェンジにより住みなれた町から立ち退きとなり、地域コミュニティを分断するため反対である」、「外環整備により、自然環境や生態系が破壊され、地下水脈の分断などにより、生活環境の悪化を招くので反対する」などの意見が出されております。

また、その他の意見に関するものとして37ページから40ページに記載しておりますとおり、「インターチェンジ周辺的生活道路などの安全対策、環境対策を行うこと」、「外郭の整備にあわせてまちづくりを検討すること」、「用地買収に当たっては残地買収や代替地の提供を行うこと」、「道路整備だけではなく、総合的な交通対策を実施すべき」などの意見がございます。

これらの意見に対する都の見解は資料にも記載しておりますが、主なものとしまして、「外環は、首都圏の交通渋滞の緩和、環境改善、都市再生に寄与するとともに、走行時間

の短縮などにより年間3,000億円の経済効果が見込まれるなど、早期整備が必要な路線である。計画に当たっては周辺環境への配慮、移転への影響を極力小さくするため、地下方式とすることとした。」「計画交通量は、広く、一般的に用いられている予測手法を活用し、将来の地域開発や産業経済の動向、人口の配置などを考慮し、将来の道路ネットワークとの関係から予測している。」「外環のルートは、昭和41年の計画時点で交通量、事業費、地形や技術的基準などの条件を勘案し、複数のルートから決定したものであり、現時点における周辺の土地利用状況や既設の高速道路との接続を考慮すると、今回の計画ルートが適切である。」「外環の環境影響評価に当たっては、環境影響評価法などにに基づき適切に行い、いずれの環境要素も実行可能な範囲で回避または低減している」などでございます。

また、本案について沿線の7区市に意見照会を行っておりますが、区市からは、本案について同意または了承するなどの回答を得ております。

その際、区市からの主な意見、要望として、インターチェンジ周辺の道路整備などの交通量増加に対する対策を実施してほしい、インターチェンジ、ジャンクション周辺のまちづくりへの支援、大気質、地下水をはじめとする周辺環境の保全、外環の2は住民の意見を聞きながら検討すること、今後も各段階において十分な情報提供を行うとともに、住民の意見を聞きながら丁寧な対応を望むなどが出されております。

都といたしましては、これら区市からの意見、要望について、外環の事業を進めていく中で検討していく必要があると認識しております。

次に、環境影響評価についてご説明いたします。

お手元に桃色の資料を3冊お配りしておりますけれども、その中の厚さ3センチほどの環境影響評価書、要約書がございます。要約書の中にA4版横書きで「都市高速道路外郭環状線事業の環境影響評価書について(要約)」という6ページの冊子をお配りしておりますのでご覧ください。

環境に及ぼす影響について、大気質以下計18項目について予測・評価を行っております。

総合的な評価は、冊子2ページの上段「6 環境影響の総合的な評価」に示すとおり、環境保全の措置を施すことなどにより、すべての環境要素について実行可能な範囲で環境影響をできる限り回避または低減しているものと考えております。

また、整合を図るべき基準または目標が定められている環境要素については、それらと

の整合が図られております。

次に、個別の評価項目でございますが、大気質・騒音につきましては2ページに、振動、低周波音、水循環に関しては3ページに記載しております。その他の項目については、4ページから6ページに記載しております。

以上のように、すべての環境要素で環境への影響を回避または低減していることから、都市計画を定める上で支障はないと判断しております。

以上で説明を終わります。

【鹿島議長】 山口参事の説明が終了いたしました。

それでは、日程第6につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お伺いをいたします。

4番委員、どうぞ。

【吉原委員】 それでは、日程第6について、二、三点お尋ねをさせていただきます。

これまでは外かく環状道路は長い経緯がありまして、さまざまな意見が出されてまいりましたが、そんな中であって、東京都は、しっかりと時間をかけながら住民との話し合いをしてこられたんだろうと思います。そのかいがあって、今回のこうした都市計画変更をまとめたんだろうなという理解をしているところでもございます。

先ほど説明もございましたが、都市計画案の縦覧を行ったときには、さまざまな意見がというお話もありますけれども、通常で言えば、反対の意見が大体を占めるわけでございまして、先ほどのご説明ですと、外環の早期整備を求める賛成意見も出されているというお話があったところでもございます。これは沿線の自治体の一部アンケートを行ったそうでもありますけれども、その中でも7割近くの人が早く整備をしてほしいという回答をされているということのお話があったようでございまして、意見書こそ出されてはおらないわけでもありますけれども、沿線の住民の皆さんにとりましても、かなり多くの方々が賛成をしている人がいるんじゃないかなと思われているところでもあります。

そうはいつでも、こうした都市計画道路などの計画に当たっては、特に外環のような高速道路の計画では、やっぱり幅広く沿線住民の皆さんの意見をしっかりと聞いた中で理解を得るということが大変重要だろうと思います。と同時に、沿線の自治体の理解と協力がなくては実現をしないわけでもあります。そんなことを考えると、昨年10月だったでありますでしょうか、沿線の区長さんや市長さんが外環について共同声明を発表されたという報道がございました。改めてどのような共同声明がされたのか、お尋ねをいたします。

【鹿島議長】 山口参事。

【山口参事】 昨年の10月に外環の沿線の区長、市長さんがお集まりになりまして共同声明を公表されました。共同声明では、渋滞緩和などの観点から、首都圏の環状道路の必要性を認識した上で、地下方式とする外環の計画案についても一定の評価をするというものでございました。あわせて、環境やコミュニティなどについて、地元の自治体と協議してほしい。外環の担う課題について検討、解決に向けてやってほしい。さらには、地域住民に対する十分な説明を実施してほしい。インターチェンジ周辺などの都市計画道路の整備も進めてほしい。さらには沿線まちづくりに対する支援などの要請もあわせて出されております。

【鹿島議長】 4番委員。

【吉原委員】 今のご説明では、沿線の区長さんや市長さん、外環の必要性というのをしっかりと認識をした上で、環境の配慮から地下方式としたことについて評価をされているということでもあります。説明にもあったように、同意あるいは了承をいただいているということですので、都民や自治体の理解も得られたものと考えられるのだらうと思います。しからば、都市計画変更案に同意あるいは了承の上で、まちづくりや周辺道路整備などについての意見や要望が出されているということですので、都は、これらの意見や要望について、どのように受けとめておられるのか、1点お聞きいたします。

【鹿島議長】 山口参事。

【山口参事】 先ほどもお答えしましたけれども、今回の都市計画変更案について、都市計画法の規定に基づきまして、沿線区市に意見照会を行ったところ、沿線の区市からは、変更案に同意または了承するなどの回答を得ております。その際、区市からは主な意見、要望としまして、生活環境や自然環境への配慮、周辺まちづくりとの整合、アクセス道路の整備など、こういうものがあわせて出されております。都といたしましては、これらの意見、要望は、事業化に向け検討していく必要がある事柄であると受けとめております。今後、地元の区市とも相談しながら、国とともに、その対応について検討を進めていく予定でございます。

【鹿島議長】 4番委員。

【吉原委員】 事業化に向けまして配慮していかなければならないと認識しているとのことですが、私は、都と国が、これまでの外環計画の具体化に向けまして、

真摯に取り組んできた、そういうことを評価をしたいと思いますし、これまでも時間をかけたことに対して敬意を表するものであります。これからも引き続き、国にも協力を求めながら、可能な限り対応することで、住民や区あるいは市の不安を解消できるものと考えておりますので、ぜひ外環の整備のために適切な役割分担、国と都と、そして区市の役割分担のもとに、できることについては対応するように私からもぜひお願いをしたいと思っております。その上で今後の事業化に向けての取り組みが重要になると考えるわけでありますけれども、沿線の区長さんや市長さんからも、環境への配慮などのほか、今後の進め方について意見が付されているようでありますけれども、都として、それをどのように進めていくのか、具体的な取り組みについて伺います。

【鹿島議長】 山口参事。

【山口参事】 本件の決定がなされましたら、都市計画変更後も引き続き丁寧にいるいろ説明した上で、周辺環境との調和、まちづくりなどについて沿線区市と十分協議するとともに、きめ細かく住民意見を聞くなど、事業が円滑に進むよう取り組んで、外環の早期完成を目指してまいりたいと考えております。

【鹿島議長】 4番委員。

【吉原委員】 これは大事業でありますし、外かく環状の必要性というものは、先ほどご説明いただいたとおりだろうと思います。我々議会のほうでも、平成13年だったでありますでしょうか、外環建設促進議員連盟というのを立ち上げまして、政党でも、1つの政党において多くの政党、そして議員の皆さんが参加をされて、促進を今日まで進めてまいりました。東京都としてもすいすいプランを実行してきたり、あるいはディーゼル問題もしっかりと率先して全国に先駆けてやってきたわけでありまして、そういった努力の中に、また、こういった中央道や、あるいは東名を結ぶネットワークの円滑な交通渋滞の解消というものについて、しっかりこれからも進めていただきたいと思っているところでもございます。

しかしながら、先ほど来、お話しいただきましたように、住民の皆さん、その皆さんのご意見はしっかりと耳を傾けていただいて、それにさらに沿線の区長さんや市長さんとの協議もしっかりとやっていただきながら、多くの皆さんのご理解をいただいた中で、この事業をしっかりと進めていっていただきたいと思っております。さらに、さきにもお話し申し上げましたけれども、これは東京都分の今日の案件でありますけれども、国ともしっかりと協議をしていただいて、早期、一日も早く、この事業を着工に向けて進めていただ

きたいと思っております。

以上でございます。

【鹿島議長】 ほかにいかがでございましょうか。

15番委員、どうぞ。

【小沢委員】 今、吉原委員からのお話もありまして、重複するところは避けたいと思うんですけれども、外環都市計画についてお伺いをいたします。

外環都市計画として昭和41年に外環本線とあわせて外環の2という都市計画道路が同時に決定されておるわけですけれども、今回提案された変更案には外環の2が含まれておりません。40年前に同時に決定された都市計画であれば、今回一緒に変更すべきではないかと思いますが、都では、どのようにお考えになっておるのか、お聞かせください。

【鹿島議長】 山口参事。

【山口参事】 ご質問にお答えする前に、先ほど私の説明でちょっと間違ったことがありましたので訂正させていただきます。

練馬区の大泉インターチェンジから埼玉県の上野原インターチェンジまで8.4キロと申し上げてしまったんですが、正確には3.4キロでございますので、訂正させていただきます。

それでは、今のご質問にお答えさせていただきます。外環の2は、高速道路でございます外環の収容空間を兼ねているわけでございますけれども、幹線道路ネットワークを構成する都市計画道路でございます。高速道路の外環本線とは機能が異なると考えております。外環の2につきましては、これまで緑豊かな道路とするなど、3つの検討の方向性を示して、住民の意見などを聞いてきているところでございます。関係する区市からは、外環の2については、拙速に結論を出すものではなく、外環本線の地下化とは別に検討すべきとの意見もございまして、今回、都市計画変更案を提出しているわけではございません。今後、本線の都市計画変更が決まれば、住民の意見を聞きながら、国及び関係区市と検討を進め、できるだけ早期に具体的な案を取りまとめていきたいと考えております。

【鹿島議長】 15番委員。

【小沢委員】 この外環の2なんですけれども、今回、都市計画の変更について、沿線の市区に照会があり回答があったということで先ほどご説明がありました。その中で、例えば武蔵野市長は、外環本線と外環の2は一体として計画されるべき路線であり、本都市計画変更に伴い、都市計画の変更が必要な路線である。このようにおっしゃっておりま

す。さらに、外環本線の事業着手については、外環の2の計画の方向性が明確となっから行うべきであり、現時点で着手は容認しないと回答をしております。都は、このことをどのようにお受けとめになっておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

【鹿島議長】 山口参事。

【山口参事】 外環本線と外環の2を分離して都市計画を変更する今回の案に対しまして、武蔵野市をはじめ、外環沿線の区市からは同意または了承などの回答を得ております。区市からは、回答する際に、外環の2に限らず、意見や要望としまして、生活環境への配慮やまちづくりとの整合性など、こういうような意見も出されているわけでございます。これらの意見、要望は多岐にわたっておりますけれども、外環の事業化を進めていく中で十分に検討していく必要があると認識しております。今後、その対応について、事業予定者である国土交通省とともに沿線区市と十分協議してまいりたいと考えております。

【鹿島議長】 15番委員。

【小沢委員】 最後に意見だけ述べさせていただきます。外環の2については、地元住民、沿線区市ともいろいろな意見があると思いますが、都市計画道路をつくることは住民の多くの犠牲の上に成立するものです。今後、関係区市と十分な協議をしていくというご答弁をいただいております。住民の意見をよく聞きながら、地元の地区の意見を尊重して、丁寧な対応をしていただくように要望いたしまして終わらせていただきます。

【鹿島議長】 ほかにいかがでございますでしょうか。

29番委員、どうぞ。

【松村委員】 外環は1966年（昭和41年）に高架構造の道路として都市計画決定が行われましたが、地元自治体や地元住民の反対を受けて、1970年（昭和45年）の10月9日の参議院の建設委員会で、当時の根本建設大臣によって凍結宣言がされて今日に至っています。

私は、石原知事が繰り返し言っている凍結解除にこぎ着けたというのは、何を根拠にしているのかを昨年の第2回定例会の文書質問で尋ねました。その回答として、平成11年の石原知事の現地視察以降、地元等と約350回話し合いを重ねるとともに、大深度地下へ構造を変更するなど、当時の状況と異なっていると認識していますという回答でした。お聞きしますが、地元などと話し合いができたことをもって、なぜ凍結解除の認識になるのでしょうか。

【鹿島議長】 山口参事。

【山口参事】 いわゆる凍結というのは、今ご質問にもありましたけれども、昭和45年の10月に参議院の建設委員会において、当時の根本龍太郎建設大臣が、質問に対して、「今、私がこの地位にある限りにおいては、地元と話し得る条件が整っていない、条件が整うまでは、これは強行すべきではない、こう思っています。だから、その間において、しばらく私は凍結せざるを得ない、こう思っています。」ということで、自分の任期中の話、それから地元との話し合いが行われないう状況ということで、凍結という認識をとっているわけでございます。先ほども私、ご説明申し上げたように、地元とは三百数十回の話し合い、沿線区市長とも7回にわたる意見交換会等々重ねて今日に至っておりますので、実質的にそういうような状況ではないという認識でございます。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 それは私は石原都知事の勝手な解釈ではないかと思うんです。今、当時の根本建設大臣の発言を紹介されましたけれども、根本建設大臣が「私の地位にある限りにおいては」と確かに発言していますけれども、歴代の大臣が、このことは国会の公式答弁で繰り返しているんです。何もそれは根本建設大臣の任期中とか、そういうことではないんです。そういう重みがあるんです。しかも、これは超党派で国会で決議までがなされているということなんです。本年2月28日の衆議院予算委員会分科会で、冬柴大臣は、昭和41年からの経緯を述べた上で、しかしながら、平成13年4月、高架の計画を地下にした計画のたたき台を公表して以来、国と東京都はPI外環沿線協議会などの地元との話し合いをこれまで350回にわたり開催するなど、さまざまな形で意見交換を続けてきておりますとした上で、いずれにしても、昭和41年、都市計画決定以来の経緯を重く受けとめて、これまでと同様に地元の方々との話し合いを続け、一歩ずつ計画の具体化を図ってまいりたいと答弁しているんです。どこにも凍結を解除したとか、そういう認識じゃないんです。重く受けとめて、だから、話し合いを大切にしながら一步一步進めていくと、こういうことなんですよ。

また、石原知事は、盛んに当時の扇大臣を持ち出しますが、扇大臣は、現地視察後、2001年（平成13年）5月24日の参議院国土交通委員会でこう述べているんです。都市計画を一方向的に住民に話し合いがなくて線引きしたこと自体にも、私はやっぱり反省すべき点はあったと思いますと反省を述べられて、だから、その話し合いをやはりきちっとやっていくというふうに反省として述べられているんですね。伺いますけれども、東京都は、各大臣が重く受けとめている反省すべき点があったなどの国会答弁をどのように受け

とめているのですか。凍結宣言も解除したなどという発言は、凍結宣言するということは、はっきり国会での答弁です。それをその後の大臣も確認して今日に来ている。

しかも、今もいろいろな動きが、たたき台を出した、たしかP I協議会を含めて、地元と話し合いが始まった、確かに回数は重ねています。しかし、それでもって凍結は解除されたなどという認識を国会では、少なくとも大臣は示していないんです。ましてや、住民や自治体の合意のない都市計画変更案を、強引とも言えるやり方で本審議会に諮るのは私がおかしいのではないかと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

【鹿島議長】 山口参事。

【山口参事】 先ほどからご質問の中に凍結、あるいは凍結解除というお話がございましたけれども、これは法的には凍結という手続があるわけでございませぬ。したがって、解除という手続が存在するわけでもございませぬ。今ご質問にもありましたけれども、国と都は沿線住民と三百数十回にもわたる話し合いを重ねてきて、今回の都市計画変更案を提案しているわけでございませぬ。住民意見を十分聞く中で、この地下化の案を取りまとめ提案していると認識しているわけでございませぬ。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 国会で当時の大臣が凍結せざるを得ないという発言をし、その後の大臣も、これ、確認して、そういう発言をしているんです。そういう重みなんですよ。じゃ、それを踏まえれば、今も現大臣が、そういう経緯を重く受けとめているということですから、もしそういう認識をするならば、そういう発言があつてしかるべきなんですよ。それはないんですよ。なぜならば、こういう幹線道路を決める国幹会議でも、まだ予定路線で、国というか、俎上に上っていないんですよ。そういう認識を示せないんですよ。それを東京都は、何か石原知事は女は度胸があるとか、何かいろいろなことを言って既成事実化する。

私は、そういうことは絶対許されないし、ましてや話し合いの回数は言いますけれども、現に本年3月5日、先ほども紹介あった国と都の沿線住民の代表の話し合うP I P Iというのは住民参画ということですがけれども 外環沿線会議が開かれましたけれども、3月16日の都計審に提案すべきでない、という多数の意見が出されたのではありませぬか。住民の多数の合意ができていないばかりか、P I協議会で話し合いが持たれている最中ですよ。ほんとうに信頼関係がなかったから、やっぱり失敗したんだと、反省があるんだという、それこそ扇大臣の立場に立つならば、そういう最中に、そういうおおむねの理解だなどと言って都計審に出してくるのはおかしいのではないのでしょうか。再度、認

識をきちっとお答えください。

【鹿島議長】 山口参事。

【山口参事】 今、P I会議でのお話がありましたけれども、P I会議は、そこで何か合意とか何か結論を出す場ではないと、これは規約上、明確に定められているわけでございます。P I会議だけではなく、地域におけるP I、直接意見を聞いたり、話し合いを行う、こういうようなものも含めて、この外環の議論をこれまで都と国はやってきたわけでございます。そうした中で、さらに区市の意見などを総合的に判断しまして、おおむねの理解が得られたということで、昨年6月に都市計画変更の手續に着手したわけでございます。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 今、山口参事は大変な発言をしていると思うんですよ。P I会議は合意の場ではないと。定められていないから多数の反対意見が表明されても、都なり国なりの判断でどうにでも進めることができるなどということは、大体、その話し合いの前提をまさにぶち壊し、じゃ、一体何のための話し合いなのか。今まで私もいろいろな住民説明会に多数出ましたけれども、幾ら一生懸命出して、納得がいかない、具体的な回答がなくても、どんどん進めていっちゃうと。そういう場合は、何かあたかも話し合いの回数やったという、そういう不信感すら持っているんですよ、規定事実になってしまうという。それが三百数十回の東京都が言う話し合いの回数なるものではないんでしょう。ましてや、沿線自治体は評価していると。それから、一定の理解を得ているからなどということも最大のよりどころというか、おっしゃっていますけれども、都市計画決定の進め方については、昨年10月25日、先ほど紹介がありましたけれども、沿線区市町共同声明が出されていますね。それに際してどういうことを言っているか、ご存じですか。外環の都市計画の変更は事業着手に道を開くものである以上、現段階での十分な検討と地元住民からの理解を得ることが不可欠であると。そして、変更の都市計画決定する大前提として住民からの理解を得ることを求めているんですよ。

また、都市計画変更案に対する、今年1月の関係区市への意見照会に対する回答が1月に出ましたけれども、例えば武蔵野市では、地下水への影響や災害時における安全面などに対する十分納得できる根拠を明らかにすること、住民等の意見の概要を公開すること、外環の2は本線と一体として計画されるべきものであり、全面廃止案を加えて解決すること、この条件をつけて条件づきで了承するというものではないんですか。

また、三鷹市の回答でも、今後、東京都都市計画審議会や国の国幹審で審議が行われることになるようであるが、引き続き外環計画の妥当性について真摯な検討を重ねるとともに、三鷹市はじめ、沿線区市から出された課題や問題点については誠意をもって解決に当たり、沿線住民との合意形成を十分に図ることを要望するなどとし、以上 こう言っているんですよ、以上確約することを条件に都市計画の変更を行うことについては同意するというんですよ。

山口参事、先ほど、これ、ひっくり返して同意されております、了解いただいています、その上で何か幾つか、今後進めるに当たって、何か解決してほしいという要望ですなどというのと、今、私が事実を挙げて読み上げたというか、大きな隔たりがあるのではないのでしょうか。私も、そういう文書は文字だけでは、その真意はよく伝わりませんよね。だから、武蔵野市長、三鷹市長にも直接会って懇談して、今言った私の趣旨がそうなんだということを確認しています。伺いますけれども、沿線区市からは、すべて同意、了承を得ている。だから、都市計画手続を進めるのだというのは乱暴過ぎます。直ちに沿線区市からの回答と地元都市計画審議会での審議内容の資料、または住民等の意見書の提出を求めます。そういうのを言っているんです。住民から出された意見を、まず公表してほしいということですから、私は、この都市計画審議会の場の中にも、だって、それが同意や了承の前提条件なんですから、この場にも出していただくように求めますけれども、いかがでしょうか。

【鹿島議長】 山口参事。

【山口参事】 今いろいろご質問あったわけでございますけれども、私が申し上げたのは、PI会議だけが住民の意見を聞く場ではない、そこだけで結論を出す場ではない、こういう意味で申し上げました。

それから、三鷹市長はじめ、区に送付した意見でおっしゃっているところがございますけれども、例えば三鷹市長からは、地上部への影響が比較的少ない地下式としたこと、あるいは東八道のインターチェンジをジャンクションと一体構造としたこと、こういうものについて、現時点で可能な範囲で地域環境への影響に配慮した計画案として、一定の評価をするという回答を得ております。そういうような中で、今回、外環本線の地下化を都市計画と定める、今、こういう段階でございまして、今後、都市計画が定まった後、詳細な調査や設計を行って、それらの区市の要望等に回答していく、こういう段階になると思っているところでございます。それにつきましては誠意をもって丁寧に説明していきたい、

このように考えているところでございます。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 沿線区市からのおおむねの理解とか、そういう評価というのが、今、いみじくも山口参事のほうから、私が指摘した点を私は踏まえてのそういう認識だろうと思うんです。決して沿線区市が、この案件に同意、了承、そんな単純なものではないと。事実、都市計画変更案が沿線区市から一定の評価できるとされているのは今も答弁がありました、高架構造方式より地下方式のほうが、地域環境への影響が少なく済むからという理由であることは明らかなんです。ところが、先ほども質問がありましたけれども、都は外環本体が決まったら、次は外環の2、地上部道路までやろうとしていることに多くの自治体は驚きと怒りの声を上げているのです。地域住民からも、これではだまし討ちだとの声も上がっているのも当然です。外環の2については、3つの検討方向性を示し、今後、国や沿線自治体などと検討を進めていきますとしておりますけれども、私は、それはポーズで、どちらかという、外環の2は整備先にありきで進めていこうとしているのではないですか。率直な本音を語ってください。

【鹿島議長】 山口参事。

【山口参事】 外環の2につきましては、先ほどもお答えいたしましたけれども、3つの方向性を示して、住民の意見を聞いて検討している段階です。その3つというのは、現計画、40メートルの幅の区域を活用していく案、それから現在の都市計画の区域を縮小して整備していく案、それから代替機能を確保して都市計画を廃止する案、この3つの方向性を検討しているわけでございます。したがって、今ご指摘のように整備ありきということではなく、今、沿線の区市住民の方からの意見を聞いているという段階でございます。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 沿線区市が、この変更案を一定の評価をするというのは、それによって多くの立ち退き者や公共施設や地域管区に与える影響が、少なく済むという意味での評価なんです。ところが、外環の2をやれば、私は、高架構造よりも、町も地域をもっと分断して、いろいろな懸念や心配を多くの関係住民、それから自治体もしているんです。

私が外環の2、整備先にありきでないかというふうにつきも言いましたけれども、それは、都市整備局、外環の整備効果に関する調査委託報告書なるものを、ちょうど1年前、昨年3月に出していますよね。一千四百数十万、1,500万近い調査費をかけて、コン

サルタント会社がやっているけど、これを私が見たら、外環地上部街路の必要性、全部既につくっているんですよ。これから話し合う、検討するというか、いう以上に、東京都がこれによって整備効果があるんだということではありませんか。その点は指摘しておきます。

私が伺いたいのは、3案のそれぞれ、立ち退き者の人数はどうなるのかも示していただきたい、明らかにしていただきたい。

【鹿島議長】 山口参事。

【山口参事】 外観の2につきましては、今お答えしたように3つの方向性を示している段階でございます。具体的にどのぐらいに移転戸数があるかというものについては算出しておりません。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 議長、それでいいんですか。国と都で3案示して、今まで外環というのは、なぜ、この間、凍結されてきたか。市街化した区域に、石原知事だって言っているじゃない、これじゃ無理だよ、多くの市街化区域のこれだけいい町会や町が、こんな道路ができたなら、それは反対だよというような、そういうニュアンスのことを言い、だからこそ、大深度が私は検討され、そういうことは変更以前の原案よりも評価できると。ところが、それと同じような形を廃止しないで出す、3案だと言うんだったら、じゃ、この1案だったら、そういうのがどうなるのか、2案はどうなのかということをはっきり示すべきだと私は思いますし、示さないで検討とか、いろいろ言っていて、ただ、それと切り離して外環の本体とはとにかく決めちゃおうと。私は、こんなことになってきたのも、石原知事がオリンピックを言い出してからだと思います。それまでPI協議会でいろいろな意見がありましたけれども、ほんとうに粘り強く、国も、今度、ボタンをかけ違えたら大変だということで、さまざまな論議をされてきたと思います。それが突如として国や東京都は一方的にたたき台をつくってやるんだとなったのは、まさにオリンピックを言い出してから、こんな乱暴な、次々、地元自治体もびっくりするような形で進んできているんじゃないかと思います。確かに早く進めてほしいという一部の声もありますけれども、やっぱり大多数の声がそうではないということを引きと真摯に受けとめるべきだと思います。

そこで、次に、外環の整備効果についても伺いますけれども、環境影響評価書には、外環の整備効果について、計画路線が整備されると、都心に集中していた交通が分散し、その結果、都心部の交通量が減少し、走行速度が上がり、スムーズな交通の流れとなること

が期待されますと、評価書には書いてありますよね。その根拠が何なのかと。いろいろ絵で図表というかかいてあって、じゃ、何を根拠にそういうことが言えるのかと言って、私、いろいろ資料を探ったんですね。この資料編にも、もちろん要約編にもないんです。この本体の後ろに、わずか二、三ページで、平成11年度、道路交通センサス、これは国土交通省によるものですけれども、平成32年と平成42年の計画交通量の推計値が示されているにすぎないんですね。これで裏づけデータとも言えない、きちっとデータを示して、じゃ、ほんとうに外環の整備でそうなるのかということを示して都民に理解を求めることが必要なのではないのでしょうか。

【鹿島議長】 山口参事。

【山口参事】 今ご質問のありました整備効果につきましては、アセスの要約書の4の2ページに書いてあるわけでございます。今ご質問にもありましたように、基本となる交通量につきましては、平成11年度に国と都道府県などで実施しました全国道路交通情勢調査をもとに、将来の人口、経済動向などを踏まえ、交通需要を推計し、予測年次を平成32年と42年に、こういう道路整備の状況も加味して算出しているわけです。そういう交通量の変化の中で環境に関する効果の算出といたしまして、渋滞による走行速度が向上しまして、二酸化炭素などの排出係数が低減する。排出係数を予測いたしまして試算をしているわけでございます。この試算につきましては、国土交通省のほうで試算しております。

ちなみに、これらの効果等につきましては、これまでの説明会や地元で開催しているオープンハウス、こういうところで説明するとともに、パンフレットやホームページなどを通じて、さまざまな形で住民の理解を得ているところでございます。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 都の計画として、10年後の東京が発表されていますよね。外環はじめ、3環状道路により東京が生まれ変わると描かれていますが、どのようになる計画でしょうか。

【鹿島議長】 山口参事。

【山口参事】 首都圏の3環状道路というのは、東京だけでなく、首都圏の交通渋滞の緩和、環境改善、都市の健全な発展に必要な路線だと考えているわけでございます。先ほどオリンピック等の話もございましたけれども、外環は、今申し上げたように、首都圏の交通混雑の緩和、環境改善、都市再生にとって必要な路線であり、オリンピックにかかわ

りなく早期整備が必要ということで、東京都も以前から取り組んできたわけでございます。都としましては、一日も早い外環の完成を目指すためにも、都市計画の変更を進めたいということで、本日提案しているわけでございます。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 ここに10年後の東京、これは都民に発表された東京都の計画です。3環状で東京は渋滞ゼロと、主要渋滞ポイント600カ所がおおむね解消と。それで、2005年、これは都市整備局ですか、混雑時平均旅行速度、平成17年度で区部が18.8キロとありますけれども、それが2015年、約25キロメートルになるという、だから、ここにわざわざ、毎日がお盆や正月並みに、スイスイ快適ドライブが実現と、そういう外環の整備効果は東京都は示しているんです。ところが、これを見ますと、外環は、まだ完成されていないんですよ、特に関越から東名区間。にもかかわらず、毎日がお盆や正月並みに、スイスイ快適ドライブが実現と。これ、東京都の計画、私、これを確認したいんですよ。都市整備局としては、どういうふうに認識しているのか。これは重要なんですよ。

だって、外環は2015年に完成していないのに、確かに圏央道、それから首都高速、中央環状線は100%完成と。それで25キロになり、毎日がお盆や正月並み、スイスイ快適というんだったら、外環などは必要がないではありませんか。どうなんですか。この計画とこちらで今提案していて渋滞を解消できるんだと。それが今、東京の決め手だから整備効果があるんだから外環をやるんだというのと、どういう整合性があるんでしょうか。

【鹿島議長】 山口参事。

【山口参事】 今ご指摘がありました10年後の東京についてでございますけれども、これは10年後の状況を説明したものではなくて、あくまでも外環を含む3環状道路が整備されれば東京の渋滞が解消されるという趣旨で説明したものでございます。外環は、予測交通量が約7万台から10万台の交通量を見込んでおります。外環を整備しなければ、これらの交通が環状8号線や環状7号線、さらには中央環状線を走行することとなり、外環周辺の道路においては渋滞の解消が図られないということが予測されます。都としましては、中央環状線や圏央道の整備とともに、外環の早期完成を図り、高速道路ネットワークの早期完成を目指して、交通渋滞の解消を図っていきたいと、こういう考えでございます。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 きちっと答えてないじゃないですか。この図は、もちろん東京都の計画だから、あなた方は知っていますよね。これを見ると、外環は関越から東名まで整備されていないんですよ。2環状なんですよ。ところが、この2005年の18.8キロを示しております、これが2015年、約25キロメートルになって、毎日がお盆や正月並み、スイスイ快適ドライブが実現という、どっちなんですか。今言ったのは、山口参事が3環状が実現できた場合、そういうのか、それとも、これは実現できませんと。後で私、完成年度というか、事業年度も聞きたいと思っているんですけども、どっちなんですか。これは間違っただけを書いたんですか。そういうことをはっきりさせていただきたいんです。これ、東京都の計画ですから、外環を早期に急いで認めるかどうか、関係のある重大な問題ですよ。

【鹿島議長】 山口参事。

【山口参事】 外環の完成年度といいますが、アセスの予測上は2020年を完成予定として、今、アセスを出しております。

今ご質問がありました3環状の平均旅行速度の件につきましては、確かにこの部分につきましては2016年度以降の供用という形になっているわけですが、全体的にお盆並みの交通旅行速度が得られるということで、外環ができなければ、先ほどお答えしましたように、環七周辺とか環八周辺につきましては、相変わらず交通渋滞が予測されると認識しております。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 この件については、また別の機会もあると思いますけど、でも、そういうあいまいな説明ではだめですよ。東京都の計画ですから、10年後にはできていないでしょう。それは認めていらっしゃる。にもかかわらず、毎日がお盆や正月並み、スイスイ快適ドライブというのは違うんですね。これは間違えているということですね。そのことをはっきりさせなければいけないと思うんですよ。国のデータを使っているというので、国交省に行って私は担当者から聞きましたけれども、99年(平成11年)の交通センサスのデータを使って、3環状道路のネットワークが完成したとき、どうなるかを想定したもので、その間の都心部の開発によって発生する自動車交通量の増大や、道路が増えれば自動車の潜在需要を呼び込むことなど、一切度外視したものであることがわかりました。私は、これでは極めてずさんな計画で、この事業目的や効果についてもほんとうに疑わしいと言わざるを得ないんです。だから、具体的な裏づけデータも、これだけ分厚い環境影

響評価書をつくりながら、その肝心な土台について、ただ、平成10年の道路センサスを使って推計したということだけでは、その効果についても疑わしいと言わなければならないと私自身は考えますけれども、どうなんでしょうか。

【鹿島議長】 山口参事。

【山口参事】 先ほどもお答えしましたけれども、平成11年度に国と都道府県などで実施しました全国道路交通情勢調査をもとに、さらにそこに将来の人口とか経済動向などを踏まえまして、つまり、加味しまして、32年と42年の交通量を算出しているわけでございます。現在知られております交通量の予測方法、知見に基づいて、適切に算出されたものと認識しております。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 今、私が指摘しましたけれども、いずれにしても、現在計画されている都市再生などの都心部のビルが建てば、24万台の新たな自動車交通量が発生すると、東京都の環境局も明らかにしているんです。また、道路ができれば潜在需要が増えるということももう既に明らかなんです。ところが、国交省は、そういうことは全然度外視した、1つの推計値なんだと。それをあたかも、それが今言ったように、外環によって道路渋滞の解消が一切なくなって、そうなる。それが効果があるんだからやるんだなどということ、私は決して認められる議論でないと思います。

アセスは、先ほども伺いましたけれども、2020年度に完成しているとしますけれども、事業完成年度は決まっているんですか。

【鹿島議長】 山口参事。

【山口参事】 先ほどもお答えしましたように、要約書の4の32ページに作業工程という形で、全部で14カ年の作業工程で工事を行うということについてアセスで評価をしたわけでございます。今後、都市計画変更のほかに、外環の国幹会議での位置づけ等々が図られ、来年度から着工できるような形で進んでいくものと考えているわけでございますので、事業年度につきましては、事業主体が、そこにありますようにアセス上、国土交通省が事業主体となる予定という形で進めているわけでございます。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 これ、私、今年の2月28日の予算委員会分科会での国土交通省の局長の答弁を持っていますけれども、この答弁では、事業完成年度は具体的に明らかになっていないと答弁しているんです。もちろん2016年に間に合わない。ところが、外環はオ

オリンピック開催とかかわりなく必要と最近は言い出しております。しかし、総事業費2兆円というのが言われていますよね。これは外環2の整備もやった場合ですけども、そのときの都の負担はいろいろあります。国直轄、新直轄としても、上部道路を入れれば1兆円を超えるということが既に国会の質疑の中でも明らかですし、この財源をどこから負担するのでしょうか。外環のため、毎年、こういう財源を明らかにしているなどということではないと思うんです。一体、2兆円もかかる総事業費。そのうち、東京都の負担でも1兆円ぐらいの負担がかかるということがだんだん明らかですし、今、東京都の財政の中で、ましてや福祉やいろいろなことを切りながら、どのようになるんですか。整備主体としても、きちっとしたそういう、財源も含めて、勘案しなければ事業を進めるというわけにはいかないんじゃないでしょうか。財源についてどのように考えているのか伺います。

【鹿島議長】 山口参事。

【山口参事】 委員のほうから2兆円というご指摘がありましたけれども、どういう根拠で指摘されているのかわかりません。外環の事業主体、事業手法については、現段階では決まっておりませんので、財源等についてのお答えはできません。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 今、オリンピックの基金に1,000億円積み立てていますよね。インフラにも使うと。しかし、実際、外環というのは2016年、オリンピックにはもちろん間に合わない。オリンピックに関係なくというんですけども、結局、都民には、今、財政の状態、今までは財源が少ない、少ないと言って、都民へのいろいろな負担があった。そして、オリンピックだということで1,000億円。ところが、オリンピックには間に合わない、関係ないのを、オリンピックの1,000億円の積み立てからそちらに回すなんていうことは、都民は絶対納得できないというか、そのことだけは申し上げておきたいと思えます。

最後に、大深度の環境問題と八の釜憩いの森についても、私、地元ですので簡単にお伺いしたいと思うんですけども、1つは、大深度工法による地下水の問題も、住民からも自治体からも問題点や疑問点が挙がっています。ところが、環境影響評価書に記述されている地下水流動保全工法などの対策で、環境への影響が少ないと予測しているということを繰り返すばかりです。住民のさまざまな意見でも、そのことの一点張りなんです。しかし、武蔵野市では、知見が少ない状況にあって、十分納得のできる根拠とはなっていないと自治体からも指摘されております。国会でも冬柴大臣は、今後とも地下水は大事だと

思います、保全対策や地下水、大気等のモニタリング体制の確保など、環境への配慮については検討を深めるとともに、地域ごとに市民参加の機会を充実させるなど、引き続き地域の意見を十分聞きながら真摯に対応していきたいと答弁しているんです。地下水流動保全工法、そういうまだ知見も明らかになっていないので、これをやれば安全だ、大丈夫だという東京都の対応とは大違いだと思うんですけれども、この点について、都の地下水についての考え方を、この審議会で決定 今日決定ですから、きちっとただしておかなければいけないと思います。ご答弁ください。

【鹿島議長】 山口参事。

【山口参事】 地下水への影響につきましては、環境影響評価書で明らかにしたとおり、浅層地下水、いわゆる浅い地下水に対して、地下水流動保全工法など、そういうような保全措置を講じることによって影響ないものと考えております。この地下水流動保全工法は、昨年5月に完成いたしました環状8号線練馬トンネル、南田中付近でございますけれども、ここでも採用されまして、効果があったと報告されております。

なお、環状7号線の地下河川や地下鉄大江戸線の環状部で、かなり深い、40メートルから60メートルの深さでトンネルが既に施工されている例もございますので、地下水に対しての影響は対策が十分考えられていると認識をしております。

それから、今、冬柴大臣のお話があったわけでございますけれども、事業予定者であります国土交通省が、そういう適切なモニタリングをしながら丁寧にやっていくということについて、我々にとっても、都市計画決定をする決定権者としての東京都としても安心して都市計画ができるのではないかと、こういうふうに考えているところでございます。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 最後に、湧水の問題について聞きたいと思っておりますけれども、これだけの大问题、大工事というか、私は少し失礼ながら、あまりにも無責任な対応というか、答弁で残念だと思いますけれども、もう一つ、私、地元なんです、八の釜の憩いの森という、これは文書質問に出しましたけれども、私の子供の時分、子供たちから地獄谷と呼ばれて、ほんとうに畏敬の念を持って、すごい自然のあれだったんですね。その唯一の湧水がこんこんと今でもわいているんです。それが、この計画によって消失するということでは、石原知事も、環境知事の立場から消失という根拠を不可避な理由及び検討箇所を書きなさいと、きちっと記述しなさいということがありましたね。それで、今度見たら、確かに指導編に書かれておりましたけれども、私は、幾つか不可避という判断をした理由を挙げられ

ておりますけれども、例えば関越道の下を横断する現道を分断してしまうこととなりとか、そういうことと、ほんとうにこれは貴重な湧水が消失ですよ、なくなる。代償措置も、これからの課題だってなかなかできないですよ。あとは記録として保存する。私は、こんなことでは地元としても絶対納得がいかない。よくそこに行くと言われるんです、松村さん、今、これだけ技術や科学が発展しているときに、絶対、この憩いの森の湧水を守ってくださいと、外環はここまで私も利用していますから、松村さんの立場と違って賛成しますけれども、この憩いの森の湧水だけは消失というか、なくなるというようなことは絶対許せませんというような話もじかに聞いておりますので、その点についてお答えください。消失してはならないと思いますけれども、どうなんでしょうか。

【鹿島議長】 山口参事。

【山口参事】 八の釜の憩いの森についてのご質問でございますけれども、今ありましたように、既に供用している区間との接続、関越道との連結路の設置、こういうことの関係で、どうしても線形上、八の釜の憩いの森に当たってしまうということで、そういうことのために代償措置を実施するという考えでございます。具体的な代償措置につきましては、今後、工事に着手するまでに、管理者であります練馬区の公園担当部局とか教育委員会、そういうところとの協議だとか、あるいは専門家、住民の意見などを聞いて、その代償措置について決定していく予定でございます。評価書の資料編に、ほかの箇所の実施事例を記載してございますけれども、地下水のくみ上げや新たな緑、自然環境を創出して代償を図ることを考えております。

【鹿島議長】 29番委員。

【松村委員】 代償措置などで済まされる問題ではないということをはっきり指摘しておきたいと思います。

以上、基本的な点をただしてきましたが、外環は、計画の中止を含めて、住民参加で再検討すべきです。都市計画変更案並びに環境影響評価書には反対です。

以上です。

【鹿島議長】 ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。

11番、どうぞ。

【井上委員】 日程6について、松村委員から非常に長時間にわたって今回の答弁がなされております。私としては賛成の意見を表明したいと思います。

まず、今の日本の置かれた立場、グローバルの時代を迎えております。こういうときに、

この日本の昇進もあります、東アジア都市づくり競争の時代ということで、北京、それからソウル、この国がどのような状態になっていくか、その環状。今、中国は5環状。これが87%完成している。ソウルでは3環状が、8車線、96%完成しておるわけです。ところが、日本はどうなんですか。まだ35%しか完成していないんですね。それで、この外環についても反対をして、いつまでも延ばす。この40年間、凍結をしてきた。一体何をしているのか。我々国民から言うと非常に理解に苦しむんですよね。そういう点からいって、この凍結が解除になって、その地下方式、都市計画の変更によって動き出したということは非常に喜ばしいことと思っております。

そういうことから、ともかく首都圏の道路の幹線のネットワークというのを整備して、それを一日も早くやることによって、首都東京の国際競争力を加味した、首都圏全体の機能強化と魅力があふれる都市を創造するための必要不可欠であるわけです。我が国全体の経済の発展のため、また、活性化の観点において喫緊の課題であると思っております。

外環は首都圏の交通混雑の緩和、また、先ほども出ておりましたCO<sub>2</sub>の削減、これは京都議定書で2011年までには6%削減せいかんということは決まっておるわけですよ。そういうことを考えるならば、こういうものをつくって、皆がCO<sub>2</sub>の削減に協力をせいかんと思います。都市の再生に必要な不可欠な路線であると思います。ともかく早期に整備をされることを願ってやまないわけであります。ひとつ、この計画実施に当たっては国と連携をして、供用開始までの期間の短縮をぜひとも図って、一日も早い完成をお願いしたいと思います。

以上です。

【鹿島議長】 ほかにご質問、ご意見はございませんか。

33番委員。

【高石委員】 意見です。10秒だけお時間をいただきました、33番の高石でございます。各諸先輩方々のご意見を伺いながら、山口参事をはじめ、これまでご尽力をいただいていた職員の方々に、私のような若輩も敬意を表することは変わりがございますが、ただ、反対意見を申し述べさせていただきます。それは多分、記録にもとどめていただけますでしょうし、私の意見は、このような席に座らせていただくほど学識経験もないわけでございますが、このように要約書もつくっていただいた環境影響評価後合わせということで教えていただきましたが、この評価の事業者の実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避または低減していると考えするという表現は、どの項目にもお書きになっ

ていらっしゃるわけですが、この事業がなされることが前提であるのならば、事業者の実行可能な範囲内で、環境影響をできる限り回避または低減している各項目に関して、いろいろな反対意見のおありになる中で水循環、特にこの要約書は地盤凝固剤に関して、わざと削除して要約をしているのではないかというようなふうに勘ぐられるほどに、地盤凝固剤はできるだけ使いませんと、大きな評価書の10の27という項目に書いておられますけれども、作為的ではないかとさえ、私は仕事ながら感ぜられる次第なのでございます。

要は、石原都知事から環境影響評価審議会に長年ご苦労さまでしたという表彰状までいただきまして、あるいは、この都計審も、私、末席でございますし、交代していただいて結構なんです、ただ、今日の記録には反対意見を申し述べたと。例えば最高裁判所でも、反対意見、少数意見は記名入りで明記されますので、ひとつお時間いただきまして、ありがとうございました。

【鹿島議長】 それでは、議第6788号から議第6801号まで、東京都市計画道路及び三鷹都市計画道路の案件につきまして、一括して採決をいたします。

本案について賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者挙手 〕

【鹿島議長】 賛成多数と認めます。よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

【鹿島議長】 次に、日程第7、議第6802号を議題に供します。石井幹事の説明を求めます。

【石井幹事】 議第6802号は、都市高速鉄道東京モノレール羽田線を、羽田空港再拡張・国際化事業にあわせて、一部線形を変更するとともに新駅を設置する案件でございます。

お手元の薄茶色の表紙の冊子の議案資料では、333ページから340ページでございます。ご覧いただきたいと思っております。

まず、東京モノレールの概要でございますけれども、現在、営業キロ数で17.8キロメートル、駅の数にいたしまして10駅、1日に28万人が利用しておりまして、ご承知のとおり、空港へのアクセス鉄道として重要な役割を果たしております。

337ページの参考図1をあわせてご覧いただきたいと思っております。

東京モノレール羽田線の路線全体図でございます。実線が現在の東京モノレールの路線

を示しております。東京モノレール羽田線は、昭和39年9月に浜松町駅と旧羽田駅間13.0キロメートルで営業を開始しております。その後、羽田沖合展開に関連して、昭和61年に現在の整備場駅から羽田空港第2ビル駅までの延伸の都市計画決定をし、平成5年には羽田空港第1ビル駅が、平成16年には羽田空港第2ビル駅が開業し、現在に至っております。

今回の計画変更の内容についてご説明いたします。

現在、羽田空港では、都市再生プロジェクトの指定を受けまして、平成22年10月末に向けての再拡張及び国際化事業を進めております。338ページの参考図2をご覧くださいと思います。これは羽田空港の再拡張計画を示したものでございます。この再拡張工事により、4本目となりますD滑走路が整備され、年間29万6,000回である発着容量が40万7,000回に増えるとしております。これにより多様な路線網の形成による利用者利便の向上を図るとともに、その発着余裕枠を活用いたしまして、国際定期便の就航を図ることとしてございます。図の真ん中に国際線地区とございます。ここに現在、国際線ターミナルビルなどの建設をPFI事業により行っているところでございます。

次のページの参考図3をご覧くださいと思います。これは、先ほどの国際線地区を拡大したものでございます。国際線地区は、赤で示してあります国際線旅客ゾーン、緑で示してありますエプロンゾーン、青で示してあります国際貨物ゾーンで構成される予定でございます。このうち、国際線旅客ゾーンには、図にもありますように、国際線ターミナルビルが建設される予定です。

今回、この国際線ターミナルビルへの旅客のアクセス手段を確保し、利便性を向上させるため、図の中に斜線で示しておりますとおり、線形を一部変更し、仮称・国際線ターミナルビル駅を設置するものでございます。

336ページの計画図をご覧くださいと思います。赤が今回の計画変更新線を示しており、延長にして約900メートルとなります。真ん中で膨らんでいる部分、こちらが新駅となります。また、黄色で示している線、840メートルでございますけれども、こちらにつきましては計画線の廃止をしております。

現況写真と都市計画変更部分を重ねたものをモニターに映しておりますので、ご覧くださいと思います。旧羽田東急ホテル前より、新設されます国際線旅客ターミナルビルに向け、直進していく、そういう計画になります。

340ページの参考図4も、あわせてご覧くださいと思います。完成予想図でござ

います。中央右より四角い建物が新駅となります。なお、右端に見えております丸い建物は、計画されている旅客用の駐車場でございます。

今後の事業の予定でございますが、東京モノレール株式会社が実施主体となり、国際線ターミナルビルの開業に合わせた供用開始を予定しております。

なお、本計画案を平成19年1月24日から2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上でございます。

【鹿島議長】 幹事の説明が終了いたしました。

それでは、日程第7につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鹿島議長】 ご質問、ご意見がございませんようでしたら、日程第7、議第6802号東京都市計画都市高速鉄道の案件につきまして採決をいたします。

本案について賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者挙手 〕

【鹿島議長】 全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

【鹿島議長】 次に、日程第8、議第6803号を議題に供します。石井幹事の説明を求めます。

【石井幹事】 議第6803号でございます。お手元の薄茶表紙の議案資料341ページから345ページをご覧ください。

第6803号は、八王子都市計画緑地第10号宇津貫緑地を変更する案件でございます。モニターに現況の航空写真を映しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

宇津貫緑地は、標高160メートル前後の丘陵地でございます。JR横浜線の八王子みなみ野駅の南側、約1キロメートルに位置しております。いわゆる八王子ニュータウンの区域内でございます。

現地では、谷戸部の一部で湧水やホタルの生息も確認されるなど、樹林地の多い自然豊かな環境が形成されていることから、その保全などを検討した結果、計画区域を拡張することとしたものであります。

今回の変更は、既定計画区域9.7ヘクタールに斜線で示しております6.3ヘクタールの樹林地などを追加し、合計で約16ヘクタールとするものでございます。

簡単でございますが、以上で宇津貫緑地の説明を終わります。

【鹿島議長】 幹事の説明が終了いたしました。日程第8につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鹿島議長】 ご質問、ご意見がございませんようでしたら、日程第8、議第6803号、八王子都市計画緑地の案件につきまして採決いたします。

本案について賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者挙手 〕

【鹿島議長】 ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

【鹿島議長】 次に、日程第9、議第6804号を議題に供します。石井幹事の説明を求めます。

【石井幹事】 議第6804号は、東京都市計画下水道・東京都公共下水道の変更についての案件でありまして、「大森東ポンプ場」の区域の変更に関するものでございます。お手元の薄茶色表紙の「議案・資料」347ページから350ページをご覧いただきたいと思います。

また、モニターには、現況の航空写真を映しております。あわせてご覧いただければ幸いです。

大森東ポンプ場は、大田区の京浜急行の平和島駅から南東約700メートルに位置し、大田区立「平和の森公園」に隣接しております。今回、変更しようとする区域は、このポンプ場の雨水貯留地用地であります。

大森東ポンプ場は、大田区仲池上、中央、大森西などの約390ヘクタールにわたる区域の汚水及び雨水を集め、森ヶ崎水再生センターに送水するために、平成4年に設置されました。

この施設は、合流式下水道のポンプ場でありますため、水再生センターの処理能力を超える雨水については送水せずに、直接、京浜運河に放流しております。

そこで、降雨時の初期汚濁を一時的に貯留することで、放流水質を改善することとし、この方策として貯留容量が1万7,500立方メートルの雨水貯留池を平成元年に計画いたしました。

その後、東京都下水道局による合流改善基本計画の見直しに伴いまして、貯留容量を2万5,000立方メートルに拡大する必要が生じ、施設配置を再検討したことから、区域の変更が必要となりました。

なお、建設期間は、平成22年から約5年間、事業費は約40億円を見込んでおります。

また、本都市計画の案について、平成19年1月26日から平成19年2月9日まで縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上でございます。

【鹿島議長】 石井幹事の説明が終了いたしました。

日程第9につきまして、ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鹿島議長】 ご質問、ご意見がございませんようでしたら、日程第9、議第6804号、東京都市計画下水道の案件につきまして採決いたします。

本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

【鹿島議長】 全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

【鹿島議長】 次に、日程第10、議第6805号を議題に供します。宮村幹事の説明を求めます。

宮村幹事。

【宮村幹事】 議第6805号は、東京都市計画土地地区画整理事業板橋土地地区画整理事業の都市計画変更でございます。

それでは、「議案・資料」352ページの位置図と画面の航空写真をご覧ください。

板橋土地地区画整理事業は、昭和40年6月に都市計画決定いたしました「土地地区画整理事業を施行すべき区域」に指定されております。その施行区域は、板橋区の北西部に位置し、北側は荒川、西側は埼玉県境に接する、高島平周辺の面積約378ヘクタールの区域でございます。

今回の変更は、平成14年に策定いたしました「周辺区部における土地地区画整理事業を施行すべき区域の市街地整備のためのガイドライン」に基づきまして、先ほど議第6772号で説明のございました、当地区に隣接する板橋西部土地地区画整理事業の計画変更に合わせて変更するものでございます。

変更の内容は、「議案・資料」354ページをご覧いただきたいんですが、このように施行区域の全域が、土地区画整理事業が完了した区域及び土地区画整理事業と同程度の整備水準が確保された区域であることから、ガイドラインに基づき計画を廃止するものでございます。

なお、事業の都市計画変更案につきまして、1月26日から2月9日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上です。

【鹿島議長】 幹事の説明が終了いたしました。

ご質問、ご意見がございましたら、お伺いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鹿島議長】 ございませんようでしたら、日程第10、議6805号、東京都市計画土地区画整理事業の案件につきまして採決いたします。

本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

【鹿島議長】 全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定をいたしました。

【鹿島議長】 次に、日程第11、議第6806号及び議第6807号を一括して議題に供します。宮村幹事の説明を求めます。

宮村幹事。

【宮村幹事】 議第6806号と議第6807号は、市街地再開発事業の案件でございます。一括してご説明をいたします。

初めに、議第6806号は、東京都施行の「北新宿地区第二種市街地再開発事業」の変更案件でございます。

それでは、「議案・資料」359ページ的位置図と画面の航空写真をご覧ください。

本地区は新宿副都心北西部、地下鉄中野坂上駅と西新宿駅の間に位置しております。

地区の面積は約4.7ヘクタールで、西側には神田川が流れ、南側は青梅街道に面しており、東京都施行により事業中でございます。

この再開発事業の目的は、都市計画道路・放射第6号線を整備するとともに、周辺の木造住宅密集市街地を一体的に整備し、副都心にふさわしい土地利用への転換を図るものでございます。

本地区のほぼ中央に位置しております、都市計画道路・放射第6号線は、昭和21年に都市計画決定をされておりますが、青梅街道（放24）との交差点から都心に向かい、小滝橋通り（補73）までの約1キロ区間が未整備となっております。

この未整備区間は、現在、この都施行再開発事業と隣接する成子地区の組合再開発事業、それから都の道路事業の3つの事業によりまして整備を進めており、昨年6月には、暫定2車線で交通開放を行っております。今後、早期に4車線の完成形での供用開始を目指しております。

次に、「議案・資料」361ページの計画図2をご覧ください。

画面に3街区のパスを表示しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

この再開発事業の進捗状況でございますが、地区面積の4.7ヘクタールのうち、92%に当たる4.3ヘクタールの用地を取得しております。

また、2街区におきまして、2つの施設建築物が完成し、譲り受けを希望された権利者の大多数の方が既に入居されております。

今回の変更は、都心の複合市街地における土地の一層の有効利用を図るため、3街区の建築物の主要用途に業務を追加し、建築面積、延べ面積、容積対象面積を変更するものでございます。

そのほか、建物の高さの限度、建ぺい率、容積率並びに公共施設については変更がございません。

次に、縦覧の結果について、ご説明をいたします。

本都市計画案について、1月26日から2月9日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、2通2団体の意見書の提出がございました。

意見書の要旨、41ページをご覧ください。「賛成意見に関するもの」が、1通1団体でございます。意見書の要旨、及び、それに対する都の見解は、資料をご覧いただきたいと思っております。

次に、「反対意見に関するもの」は、1通1団体でございます。

「反対意見に関するもの」で、「都市計画に関する意見」の主な要旨は、事業施行区域内で営業するスタジオは4街区に配置すべきであり、3街区に「業務」を混在させるのは、都市計画そのものの品格を損ない、周辺地域にも悪影響を与えるので、3街区に「業務」を配置する都市計画変更案については反対する、というものでございます。

これに対する東京都の見解は、本地区は、副都心整備計画などの上位計画において、業

務・商業施設と調和のとれた住環境の整備を図ることなどが位置づけられており、本計画は、こうした計画と整合が図られているものである。

今回の変更は、放射6号線を含む本事業の完成と関係権利者の生活再建を早期に実現し、本地区における土地利用や都市機能の向上を図るものである、としております。

なお、「事業施行に関する意見」等につきましては、「意見書の要旨」の42ページをご覧くださいと思います。

次に、議第6807号は、東京都施行の白鬚西地区第二種市街地再開発事業の変更案件でございます。

それでは、「議案・資料」370ページの位置図と画面の航空写真をご覧ください。

本地区は、荒川区の東の端に位置し、隅田川に面した面積約48.8ヘクタールの区域でございます。

白鬚西地区は、「江東再開発基本構想」で防災拠点として位置づけられ、昭和58年3月の都市計画決定以降、地域住民との協議を重ね、都施行により、建物の不燃高層化や緊急時の避難広場となる都立公園などの整備を進めてまいりました。

昭和62年度より施設建築物の建設に着手し、平成15年3月までに権利者が入居する施設建築物はすべて完成しております。また、道路・公園などの公共施設も平成17年度をもって整備が完了しております。

こうした中で、新しい住民が増えたことや近隣において新たに大規模な住宅開発が進展してきたことなどから、病院や学校、保育所などの機能拡充について、地元住民から陳情や要望が出されるとともに、これらを受けまして、荒川区長から東京都知事あてに都市計画変更の要望が提出されております。

「議案・資料」373ページの参考図をご覧ください。

今回の変更の内容は、荒川区長からの要望を受けまして、3街区では、コミュニティセンターとして計画されていた施設を、病院へと主要用途の変更を行うとともに、建築面積、延べ面積を変更いたします。

また、10街区では、東側の部分に小学校を新設するため、10街区の敷地面積を1万6,000平方メートルから1万2,800平方メートルに縮小するなどの変更を行うとともに、公共施設の配置及び規模に、小学校を1校追加する変更を行います。

次に、縦覧結果についてでございますが、都市計画案について、1月26日から2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

【鹿島議長】 幹事の説明が終了いたしました。

それでは、日程第11につきまして、ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

29番委員。

【松村委員】 第6806号について意見を述べます。

新宿区都市計画審議会が、これまでの附帯意見がほとんど不履行のまま、都や権利者の都合で変更を重ねており、住民が置き去りにされています。また、すべての住宅のみの街区にスタジオができることになれば、周辺に与える影響が多いことから反対します。他の案件については賛成です。

以上です。

【鹿島議長】 ほかにいかがでございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【鹿島議長】 ございませんようでしたら、日程第11につきましては、適宜分割して採決をいたします。

初めに、議第6806号、東京都市計画第二種市街地再開発事業の案件につきまして採決いたします。

本案について賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者挙手 〕

【鹿島議長】 賛成多数と認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

次に、議第6807号、東京都市計画第二種市街地再開発事業の案件につきまして採決いたします。

本案について賛成の方は挙手を願います。

〔 賛成者挙手 〕

【鹿島議長】 全員賛成と認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。

【鹿島議長】 次に、日程第12、議第6808号を議題に供します。安井都市景観担当部長の説明を求めます。

安井部長。

【安井部長】 議第6808号、東京都景観計画についてご説明いたします。

「議案・資料」の377ページをお開きください。

この計画案は、昨年7月より、東京都景観審議会及び広告物審議会にて審議を重ね、これを踏まえて取りまとめ、一昨日の景観審議会、昨日の広告物審議会において、それぞれ全員の了承を得た内容でございます。

その一部は、都市計画区域を対象に、景観法に基づく景観計画として定めることから、景観法第9条第2項に基づき、案の段階で都市計画審議会の意見を聴取いたします。

ページ左上、計画の目的ですが、景観計画は、一昨年の景観法施行及び昨年1月の東京都景観審議会の答申を踏まえ、都市計画や建築基準法に基づく諸制度、屋外広告物条例などを活用し、美しく風格のある首都東京の実現を目的としております。

その下、基本理念では、良好な景観形成のための基本的な考え方を定めており、東京が我が国の首都であることなどを踏まえ、景観法が定める基本理念に、そこに記載の(1)から(3)の考え方を付け加えまして、東京都が策定する景観計画の基本理念としております。

このページから次のページにかけて計画の構成を載せており、ページ右上の凡例にお示しするように、枠で囲った部分が景観法に基づき定める内容です。

また、その他、枠で囲ってない部分は、景観法によらず、都独自の工夫で定める内容でございます。

まず、第1章、東京らしい景観の形成は、4つの柱から成ります。第1、計画の対象範囲は都全域といたしまして、第2、東京の景観特性では、今後の都市づくりなどに生かすべき、東京の特色ある景観資源を記述してございます。センター・コア再生ゾーン、東京湾ウォーターフロント活性化ゾーンなど、都市づくりビジョンで示された5つのゾーン区分に従い、見出しに示す内容で景観特性を明らかにしております。

第3で、施策の体系を示し、次の378ページの左上、第4、良好な景観の形成に関する方針では、将来にわたり良好な景観の形成に当たって必要となる基本的な考え方を、区部、多摩、島しょについて、それぞれ記述してございます。

次に、第1章の方針を踏まえまして、第2章及び第3章で、景観形成の具体的な基準、施策を定めております。第2章は、景観法の活用による新しい取組でございまして、第1から第3にお示しする3つの柱から成ります。

まず、第1、届出制度による景観形成は、計画区域に地区区分を設定いたしまして、地区内で一定規模以上の事業を行う場合に、事業着手前の届出を義務づけ、景観への配慮を要請するものでございます。

カラー刷りの379ページをご覧いただきたいと思います。届出制度の第1は、景観基本軸による景観誘導でございます。都が、これまで自主条例に基づき、実施してきた施策について、従来とほぼ同様の内容で、景観法に基づく届出制度に移行いたします。特色ある地形や自然に着目しまして、これまで丘陵地、国分寺崖線、隅田川など、東京の景観の骨格を形成している6カ所を景観基本軸に指定してまいりました。これらの区域について、資料の382ページの表にお示しする届出対象、景観形成の目標及び基準を定め、事業着手に先立つ協議を通じて、良好な景観形成を誘導してまいります。

資料を1枚戻っていただき、308ページをご覧ください。届出制度による景観形成の第2は、景観形成特別地区でございます。

良好な景観の形成は、さきの景観基本軸のような特色ある地形や自然に加えまして、歴史的、文化的な施設の周辺や観光資源の活用が重要な地域における取組も必要でございます。このような地域を対象に、昨年10月に改正した景観条例において創設した景観形成特別地区を今回新たに指定いたします。ここでは建築物などに対する景観誘導と屋外広告物規制を一体的に実施いたしまして、重点的に景観形成を図ることといたします。

具体的に、380ページの文化財庭園など景観形成特別地区、それから381ページの水辺景観形成特別地区を指定いたします。

まず、文化財庭園などの景観形成特別地区では、新宿御苑を事例としてお示ししてございますが、左の図の赤線は御苑の周囲約200メートルの範囲でございまして、この範囲内で建築行為を行う場合には、庭園などの内部からの眺めを阻害しないよう、その配置や規模、形態・意匠について、景観上の配慮を要請いたします。

また、赤線の範囲内では、地上から高さ20メートルを超える部分に、屋上に屋外広告物を設置することを禁止いたしまして、文化財庭園などの中から見えないようにいたします。

さらに、左の青線の範囲では、特定街区や総合設計などの大規模な建築物が計画される場合には、あらかじめ庭園内部から計画建築物がどのように見えるか、シミュレーションなどを義務づけ、文化財庭園の内部からの眺めに十分配慮した計画を誘導いたします。

次に、右側381ページは、水辺景観形成特別地区でございます。

左側、青線の範囲内は、水辺空間の再生を図る「運河ルネッサンス推進地区」、観光スポットを結ぶ水上バスの主要ルートがでございます。一方で、都市再生緊急整備地域の指定を受け、今後とも大規模な土地利用の転換が見込まれるエリアでございます。

この青線の範囲を景観形成特別地区に指定いたしまして、右の写真のように、水辺を生かした開発の誘導、屋上設置の広告物やネオンの色彩規制などを実施いたします。

議案資料の384ページをご覧ください。届出制度における景観形成基準の1つとして、建築物などにおける色彩基準を定めております。

改正した景観条例では、景観行政団体の長である知事が、景観法第17条第1項を根拠に、建築物などの形態・意匠の制限に関連して、必要に応じ変更を命ずることのできる規定を整備いたしました。今回の景観計画では、建築物などの外観についての色彩の基準を定め、計画が基準に適合しない場合は、条例で定めた規定に基づき、必要に応じ、勧告に加え、変更命令も可能といたします。

このような取組により、色の鮮やかさや明るさを一定範囲内に抑えることで、落ちつきのある街並みの形成を誘導してまいります。

「議案・資料」の385ページをご覧ください。

これまでは主に民間による事業を対象とした施策の説明でしたが、景観法では、良好な景観形成のために重要な公共施設について、景観計画の整備に関する事項と占用等の許可基準を定めることができることになってございます。

今回の計画では、例えば道路では行幸通り、都市公園では日比谷公園、河川では隅田川などについて、施設管理者の同意を得て、景観計画に整備方針を位置づけます。これにより、公共施設そのものの魅力を高め、その周辺の土地利用と相まって、良好な景観形成を進めてまいります。

今後も順次こうした取組も拡大いたしまして、景観面からの公共施設の魅力向上に取り組んでまいります。

最後に、「議案・資料」386ページをお開きください。

計画の第3章で、大規模建築物などに係る事前協議制度を定めてございます。これは景観法に基づかない都独自の制度でございますけれども、都市計画審議会の所管事項とのかかわりもございますので、この機会にご説明いたします。

特定街区や総合設計など、都市開発諸制度を適用する建築物は、大規模で周辺の景観に与える影響が大きく、事業化に合わせて、統一感のある街区形成、歴史的資源の保存・再生、公開空地の整備など、良好な景観形成に資するよう計画を適切に誘導する必要があります。

これまでの景観条例に基づく届出制度では、建築物の建築などについて、建築確認申請

の30日前に届出を行うこととなっております。しかし、都市開発諸制度を適用する計画では、建築確認申請の直前では、既に都市計画手続等により、建築物の高さや壁面、公開空地の位置などが定められており、実質的な協議を行う時期としては適切とは言えません。

このため、都市計画法や建築基準法の許認可を伴う建築物の建築等につきましては、都市計画決定等の手続の開始に先立ちまして、景観を含めて事前協議を行うことといたします。改正景観条例に基づく制度でございます。

説明は以上でございます。

【鹿島議長】 担当部長の説明が終了いたします。

日程第12につきまして、ご意見ございましたら、お伺いをいたします。

29番。

【松村委員】 意見だけ、基本的な点について述べたいと思います。

この景観計画は、東京の新しい都市づくりビジョンが明らかにした都内5つのゾーンの景観特性を都市づくりの中に生かし、地域の魅力の向上へつなげることが重要であるとして、施策の体系では、東京の景観特性を踏まえ、東京全体として良好な景観を形成するとしています。都市づくりビジョンとは、石原知事の言う世界をリードする魅力とにぎわいのある国際都市東京の創造であり、そのための都市づくりの理念として、東京のビジネス環境や産業活性の国際競争力を高め、都市活力の維持、発展を図ることが不可欠であるとしています。このビジョンを下敷きにして、それに沿った景観をつくるなどというのは、都民がほんとうに求める景観などにならないことは明らかです。都市づくりビジョンに示されている自然や環境破壊の石原知事の大型開発の都市づくりを根本から転換することが、東京の景観を取り戻す方向であることを指摘するものです。

以上です。

【鹿島議長】 ほかによろしゅうございましょうか。

18番委員、どうぞ。

【きたしろ議員】 私は、ただいまの意見に反対する立場、東京都景観計画について賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

本計画の策定については、昨年10月の景観条例改正以来、都議会においても、さまざまな議論が重ねられてきました。私自身も、昨年の都市整備委員会において、総合設計などの大規模建築物等に係る事前協議制度を取り上げ、街並みと調和した景観の形成などについて質疑を行ったところです。また、本年の第1回定例議会の予算特別委員会では、今

回の計画で景観重要公共施設に位置づけられている青山通りを例に挙げて、道路とその沿道が一体となった、官民協働で緑豊かな景観の形成の重要性について意見を申し上げたところです。良好な景観形成は、都市開発と相対立するものではありません。むしろ、東京のような大都市では、都市づくりを通じて、歴史的、文化的な資源を地域の主役として引き立たせたり、新しい魅力をつくり出していくことが重要であると思います。ロンドン、パリなど、ヨーロッパの長い歴史と豊かな文化を持つ都市では、ロンドンブリッジやノートルダム寺院などの歴史的な建造物を生かした魅力的な景観が形成されており、これが都市の観光資源となっています。

一方、東京においても、江戸時代の大名屋敷を引き継ぐ文化財庭園、近代化の過程で築かれた歴史的建造物などが残されています。表参道のけやき並木や絵画館前のイチョウ並木などは周辺の建物と一体となって風格を感じさせられる景観をつくっています。さらに、臨海部には観光資源として重要な水辺が広がっています。今回の景観計画では、今、例に挙げたような景観資源を生かしつつ、どのように都市づくりを進めていくべきかについて、屋上設置の屋外広告物の規制、色彩の基準など、今までにない取り組みを含め、具体的に示されているところです。

私は、今後、都が、都民や事業者と協力しながら、美しく、風格のある首都東京の再生に全力で取り組むことを要望する立場から、都市計画審議会として、今回の景観計画を了とし、新たな景観施策を一日も早くさせていただきたいと思います。

以上、意見を表明させていただきます。

【鹿島議長】 ありがとうございます。

25番、どうぞ。

【勝田委員】 私も、本計画を了承する立場で意見を述べさせていただきます。

近年の都市づくりは、都市活動の経済性や効率性、機能の確保と同じように街並みの美しさへの配慮が重要になっております。今回の景観計画案では、景観法の活用だけでなく、都市計画との連携について、これまでより踏み込んだ施策が具体化されている点や、民間開発に対する新たな施策に加えまして、電線の地中化の計画や道路整備など、公共事業を通じた景観形成といった、東京都自ら行う施策が盛り込まれていることは今までになかった点でありまして、計画全体として、まず、こうした点を評価したいと考えます。

私は、景観審議会の委員及び同審議会に設置をされました計画部会の部会長として、昨年7月以来、他の専門委員の方々ととともに景観計画の検討を行ってまいりました。この

間、計画部会での議論を6回、本審議会が3回開催されまして、一昨日の景観審議会で、この案で了承され、また、広告審議会においても、同様に審議を尽くして、昨日、了承されたと聞いております。

景観と申しますと、とかく抽象論に偏りがちでございますけれども、景観審議会では、常に具体的な対象、地域を意識して事務局と議論してまいりました。例えば、この資料にもございますが、文化財庭園の眺望については、すべて現地に出向きまして、庭園内部に立って、周囲にある屋外広告物の状況を確認いたしました。また、色彩の基準につきましても、過去に届出された実際の建築物を調査いたしまして、調和の図られる範囲を検討し、マンセル記号の色見本で確認を行いました。その後、2回のパブリックコメントを実施し、また、業界団体とも意見交換をした結果、広告物の規制強化や色彩の基準など、新たな制限を含む内容ではありますけれども、業界団体とも合意ができ、同時に都民にとっても美しい東京の再生に一步を踏み出す、期待感を持てる計画としてまとまったのではないかと考えております。

また、地域の景観特性と景観形成の方針につきましては、地元のまちづくりを担当しております区市町村の意見を十分反映させることが必要でありますけれども、連携協力する仕組みについては、早い段階から調整をし、合意を得たとの報告も受けております。区市町村の中には、景観行政に意欲のあるところもございまして、こうした区市町村に対して、地域特性を生かした取り組みを促進するためにも、東京全体を視野に入れた都の計画をできるだけ早く公表する必要があると思っております。

景観は多岐の分野にわたるものでございますので、もとより、今回の計画ですべてが網羅されるわけではございませんが、しかし、全体として今までの取り組みをさらに一步進める内容でありまして、私は、この計画で、まず新しい施策をスタートさせて、今後、事業者との協議など実績を積み重ねることで、さらにこの計画の充実を図ることもできると考えております。

最後に、私は、都市計画審議会の委員でもあり、また、景観審議会の委員も仰せつかっておる立場から、この景観計画を今後の都市づくりに反映させて、都市計画行政と景観行政が一体となって、美しく、風格のある東京らしい景観づくりの実現に積極的に取り組んでいただくことをお願いいたしまして、意見いたします。

【鹿島議長】 33番。

【高石委員】 ただいまのご意見に賛成の意見を述べさせていただきたいと思っております。

学識経験者の中に入れていただいているので、事前の説明会にも伺えなかった委員といたしましては、あるいはたくさんの資料をお送りいただいたんですが、仕事で目を通すことができなかつた手前、お恥ずかしいんですが、予習なしに、仮称のパンフレットを見せていただきまして、ほんとうに素人のおばさんにもわかりやすく、あるいは103ページのマンセルなんていうのは初めて見ましたけれども、一番右端の一番最後の明るいところ、千代田区の欄にいきましたら、好きな方はいいんでしょうけれども、赤い外壁のビルが、ああ、これがあの有名なビルなのかと。もしかしたら、あのビルは、このすばらしいご提案が遅きに失するんだということをイタリアのほうから発信してくださって、それで奮起して、このようなすばらしいご提案を誘発してくださったのではないかと思うぐらい、今日はいいご提案をいただいたと思います。

以上です。

【鹿島議長】 ご意見を賜りましたが、安井部長、何かご説明やらごさいましょうか。よろしゅうございますか。

【安井幹事】 ございません。

【鹿島議長】 それでは、日程第12、議第6808号、景観法第9条2項に基づく東京都景観計画の策定にかかわる意見聴取をこれで終わりますが、いろいろなご意見が出されたわけでありましてけれども、本景観計画案については、このようなことで了ということではよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【鹿島議長】 それでは、そのようにさせていただきます。

【鹿島議長】 以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様には長時間、そして熱心にご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

なお、議事録には私のほか、波多野委員にもご署名をお願いしたいと存じます。よろしくお願いをいたします。

これをもちまして本日の審議会を閉会といたします。

午後5時35分閉会

本稿は、後日発行される議事録の未確定版です。

